

令和5年蘭越町議会第2回定例会会議録

○開会及び閉会

令和5年 6月21日

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 4時50分

○出席及び欠席議員の氏名

出席（10名）	1番	佐々木雄三	2番	北山 正一
	3番	淀谷 融	5番	金安 英照
	6番	向山 博	7番	難波 修二
	8番	赤石 勝子	9番	柳谷 要
	10番	永井 浩	11番	熊谷 雅幸

欠席（なし）

○会議録署名議員

1番 佐々木 雄三      2番 北山 正一

○説明のために出席した者の職氏名

町 長	金 秀行	副町長	山内 勲
教育長	小林 俊也	総務課長	渡辺 貢
税務課長	名越 義博	住民福祉課長	福原 明美
健康推進課長	山下 志伸	農林水産課長	田縁 幸哉
建設課長	北山 誠一	商工労働観光課長	水上 昭広
総務課参事	今野 満	農林水産課参事	木村 恭史
教育次長	梅本 聖孝		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 津村 智之      書記 和田 慎一

○議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	町長の行政報告及び提案理由の大綱説明

日程第4	一般質問	金安 英照 淀谷 融 柳谷 要 永井 浩
日程第5	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第6	同意第1号	蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	同意第2号	蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	同意第3号	蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	同意第4号	蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	同意第5号	蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	同意第6号	蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	同意第7号	蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	同意第8号	蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	同意第9号	蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	同意第10号	蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	同意第11号	蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	同意第12号	蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	同意第13号	蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	同意第14号	蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

	同意第15号	蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第7	議案第1号	示談の締結について（車両事故）
日程第8	議案第2号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第3号	蘭越町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
	議案第4号	蘭越町保育所設置管理条例の一部を改正する条例
	議案第5号	蘭越町認可外保育所設置条例の一部を改正する条例
	議案第6号	蘭越町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第7号	蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第8号	工事請負契約の締結について（宝橋橋りょう補修工事）
日程第12	議案第9号	工事請負契約の締結について（小南部橋橋りょう補修工事）
日程第13	議案第10号	工事請負契約の締結について（旧昆布診療所改修建築主体工事）
日程第14	議案第11号	動産の取得について（エネルギー分散蛍光X線分析装置一式外）
日程第15	議案第12号	動産の取得について（保健福祉センターLED照明器具一式）
日程第16	議案第13号	令和5年度蘭越町一般会計補正予算（第2号）
日程第17	議案第14号	令和5年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算（第1号）
日程第18	意見書案第1号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・

日程第19	報告第1号	強化を求める意見書 繰越明許費繰越計算書について（令和4年度蘭越町一般会計）
日程第20	報告第2号	繰越明許費繰越計算書について（令和4年度蘭越町農業集落排水事業特別会計）
日程第21	報告第3号	令和4年度蘭越町情報公開条例及び蘭越町個人情報保護法施行条例の運用状況について
日程第22	報告第4号	例月出納検査結果報告
日程第23	承認第1号	閉会中の継続調査申出書（総務文教常任委員会）
日程第24	承認第2号	閉会中の継続調査申出書（経済建設常任委員会）
日程第25	承認第3号	閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会）
日程第26		議員の派遣について

○議長（熊谷雅幸） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

これより、令和5年第2回蘭越町議会定例会を開催いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

令和5年第1回定例会後の諸般の報告及び説明出席者につきましては、お手元に配布しておりますので、御了承願います。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番佐々木議員、2番北山議員を指名いたします。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員長からお諮り願います。

9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 皆さんおはようございます。

令和5年第2回蘭越町議会定例会の開会に当たりまして、議会運営委員会の決定事項をお知らせいたします。

会期は、本日から明日22日までの2日間といたします。

また、議事の進行により、付議された案件が全部終了した時は、閉会することといたします。

日程につきましては、皆様にお配りしております日程表のとおり行いたいと思いますので、議長よりよろしくお取り計らいのほどをお願いいたします。以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） お諮りします。

ただいま議会運営委員長からのお諮りのとおり、本定例会の会期は本日から明日の22日までの2日間としたいと思います。

また、議事の進行により、付議された案件が全部終了した時は、閉会といたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は2日間とし、議事の進行により付議された案件が全部

終了した時は閉会とすることに決定いたしました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第3、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を願います。

金町長。

○町長（金秀行） おはようございます。

第2回蘭越町議会定例会を招集しましたところ、大変御多用の中、議員の皆様方の御出席をいただきまして、本定例会が開催できますことを、先ずもってお礼を申し上げたいと存じます。

第2回蘭越町議会臨時会が開催されました5月11日以降の行政報告については、お手元に資料としてお配りしておりますが、詳細をお知らせしたい行事等について、口頭で報告を申し上げます。

1ページ、5月22日、月曜日、17時30分から、この日は町民センターらぶちゃんホールにおいて、令和5年度蘭越高校を地域とともに考える会の役員会と総会を開催しております。

総会には29名の会員が出席し、令和4年度の報告、また令和5年度の事業計画について承認をされました。

今年度は、蘭越高校に20名の新入生が入学し、関係する皆様の御支援と御尽力により当面の目標としていた人数を確保することができました。

これにより、今年度の北海道教育委員会による公立高校配置計画において、蘭越高校は再編留保の扱いを解かれることになりました。

しかし、引き続き、中学校の卒業生数の減少など厳しい状況が見込まれることから、引き続き、町としてもこの会の活動をとおして、地域をあげて蘭越高校の存続に取り組んでまいります。

5月24日、水曜日、10時00分から、この日は社会福祉法人蘭越厚生事業団の住吉理事長と特別養護老人ホーム一灯園の大迫施設長ほかが来庁され、燃料費助成の要望を受けております。

重油価格の高止まり、電気料や食糧費ほか資器材の値上がりにより、両施設の運営を圧迫している状況が続いていることから、施設内の燃料費に対して、町からの助成について要望がなされました。

同会は、町内で唯一の特別養護老人ホームを運営し、グループホームらんこしの指定管理を受けていることから、町民の安心のため、本日提

案する一般会計の補正予算において、燃料費の助成を行いたいと考えているところです。

5月26日、金曜日、10時から、この日は医療法人社団静和会昆布温泉病院の平田事務長が来庁され、同会から燃料費等助成の要望書を受取りました。

重油価格の高止まり、電気料をはじめとする資器材の高騰により、厳しい運営が続いている状況から、病棟暖房用重油ほか、外来患者送迎用バスの軽油等の燃料費に対して、町からの助成について要望がなされました。

昆布温泉病院は、町内唯一の病床をもつ病院で、町民の医療・介護に大きな役割を果たしていること、また地域の重要な雇用の場所でもあることを鑑み、こちらも本日提案する一般会計の補正予算において、燃料費の助成を行いたいと提案する予定でございます。

2ページ、5月27日、土曜日、10時から、本町が宮中行事新嘗祭におけるお米を献穀する町に7度目11年ぶりに選ばれ、この日は、献穀者の字吉国、金子辰四郎さんの圃場において、熊谷議長をはじめ、経済建設常任委員会の議員の皆さん、農業委員会中井会長、JAようてい八田組合長、関係団体の方々およそ50名が参加してお田植祭が行われ、お祝いの御挨拶を申し上げます。

当日は晴天に恵まれ、参加者が見守る中、蘭越中学校の3年生5名が花笠、緋の着物、もんぺで早乙女に扮し、0.5アールの圃場に昔ながらの手で苗を植えました。

秋には抜穂祭として収穫を行い、5合の精米を金子さんが皇居に届ける予定で、台風などの災害に遭うことなく、無事実りの秋が迎えられるよう願っているところでございます。

同じく5月27日、12時から、この日は蘭越町少年消防クラブ結成式が、羊蹄山ろく消防組合蘭越支署にて行われました。

このクラブは、防火防災思想の向上を図ることを目的とし、蘭越小学校2名、昆布小学校4名のクラブ員で結成されました。

活動内容は、消火器の取扱い訓練、連合消防演習への参加、火災予防広報、防災体験等を予定しているとのことでございます。

5月28日、日曜日、15時から、この日は北海道新幹線並行在来線対策協議会第16回後志ブロック会議が倶知安町役場で開催され、出席をしております。

この日の会議では、バス運行に関する検討の中間報告が行われ、その中で、運行経費に関する考え方を事前に整理するため、運行により欠損が生じた場合の支援策として、自治体が補填を行っていくこと、バス事業者に対して、新たなバス運行形態の構築について、協力を求めていくことが確認されております。

また、バスの運転手不足の懸念が複数の自治体から示され、課題の解決に向けた協議を、継続することも確認をされております。

今後につきましては、10月以降を目途にブロック会議を開催し、バス事業者との協議の進捗状況を確認していくほか、必要に応じて住民説明会の開催についても検討を行う予定となっております。

6月2日、金曜日、9時から、この日はNPO法人グッドドライバー・レッスンが主催するグッドドライバー・レッスンin蘭越が開催されました。

今年で4回目の開催となったこの事業は、蘭越町が発祥であり、今では全国各地で展開をされています。

当日は、34名の参加者があり、参加者全員で運転前のストレッチ体操を行った後、プロラードライバーの奴田原文雄さんからのドライビングレッスン、また、最新のサポカー体験が行われました。

また、オリンピックスピードスケート金メダリストの清水宏保さんも参加をしてくださり、参加者が楽しみながら交通安全意識の高揚につなげていました。

6月4日、日曜日、16時から、この日はアークスプリント300・トヨタ・ガズーレーシング・ラリーチャレンジカップ蘭越・ニセコが、役場周辺とランラン公園を会場として、あいにくの雨ではありましたが、町内外から約1,000人の方が来場され、トヨタ自動車・蘭越町連携のもと、前夜祭も行い盛大に開催されました。

当日は、来賓として、中村裕之衆議院議員、後志総合振興局猪口局長に御出席いただき、開会式やスタートフラッグ合図に御協力頂いたところです。

また、トヨタ自動車からは、今年で3度目の来町となるトヨタ自動車佐藤新社長が見えられ、佐藤新社長からは、蘭越町は全国的にも珍しい美しい景観や素晴らしい林道を所有しているほか、地域の皆さんと一緒にラリーを盛り上げていただいております、今後も地域活性化の観点とラリーとセットで蘭越町を盛り上げていきたいというお言葉をいた



だいております。

そのほか、全道からトヨタ販売店5社の代表者がラリーイベントに参加し、今後においても、さらにトヨタ自動車と蘭越町が連携を取りながら、地域振興活性化のため、開催していききたいとの御意見をいただいたところでございます。

3ページ、6月16日、金曜日、9時30分から、この日は尻別川の氾濫による水害を想定した水防工法実技訓練を尻別川ランラン公園で実施しております。

蘭越消防団・支署職員、蘭越建設協会、ランコ・ウシ尻別川河川愛護の会など、水防関係機関・団体の協力をいただき、約130名が参加して、4つの工法について演練を行ったほか、陸上自衛隊第12施設群の御協力により、自走架柱橋による架橋の実演が行われております。

災害はいつ、なんどき起こるか分かりませんので、日頃の防災・減災対策に加え、緊急時を想定した各種訓練等も実施しながら、引き続き危機管理体制の構築に努めてまいります。

6月17日、土曜日、9時から、この日は本町とNPO法人しりべつリバーネットの共催による第29回尻別川クリーン作戦が、尻別川ランラン公園で開催され、参加しております。

流域住民をはじめ関係機関・団体などから、約370名に参加協力をいただき、港地区までの町内4か所と、カヌーやラフティングボートによる清掃活動を実施し、2トントラック3台分のごみを収集しております。

今後についても、本町を含む流域7町村で構成する尻別川連絡協議会をはじめ、関係機関・団体並びに流域住民等と連携を図り、尻別川の水質保全と景観の保持を推進してまいります。

6月18日、午前7時15分から、この日はニセコ地域サマーシーズンの活性化を目指す事業として、ニセコクラシック2023が開催され、蘭越町では国内外526名の選手たちが、役場前からスタートして、ゴールのニセコグランヒラフを目指し、自然に恵まれた蘭越町の85キロコースで競技を競いました。

次に、6月現在の農作業の進捗状況と主な農作物の生育・出荷状況について御報告申し上げます。

4月からこれまでの気象概況ですが、気温は5月中旬に平年を下回ったものの、全般に高く推移し、日照時間は平年並みから多照傾向、降水量

は4月が平年並み、5月は乾燥傾向となりましたが、作物全般の生育はおおむね順調に進んでおります。

主な農作物の生育・出荷状況でございますが、水稻は、播種後の生育はおおむね順調でありましたが、多照と寡照の差が大きかったため、苗に高温障害や徒長苗が散見されました。起耕作業は平年よりやや早く、圃場の乾燥が不十分な状態での起耕作業が散見されました。移植作業は平年並みの5月末でおおむね終了しましたが、苗質はやや軟弱傾向となりました。その後の生育は平年並みで初期分けつの発生は早い傾向が見られるとのことでございます。

アスパラは、融雪が前年より1週間以上早かったものの、5月上旬の低温推移に伴い、受入れ開始は、前年より1日早い5月8日からとなっております。受入れ状況については、5月中旬からの気温上昇とともに増加し、品質も秀品率が昨年並みの高い状況で推移しているとのことです。

販売状況は、ハウス栽培での出荷が5月10日頃に終了し、露地栽培の出荷量が低温により増えず、道内市場での出回り量は少ないことから、比較的安定した販売展開になっております。市場販売はキロ当たり1,400円程度の状況で、前年より高値で推移をしているとのことです。

いちごは、現況では生産者2戸での出荷となっております。受入れ数量は501キロで前年同期から増加しており、販売環境も前年同様、大1パック約500円で推移しております。

メロンは、定植及び生育はおおむね順調に推移しているとのことで、出荷開始は今後の天候に左右されますが、昨年同様、7月上旬の見込みになるとのことです。

トマトについても、定植及び生育はおおむね順調に推移しており、出荷開始は昨年より早く、6月25日前後の予定とのことです。

畑作物についてですが、豆類の播種作業は順調に進んでおり、小麦、馬鈴薯、南瓜、スイートコーンも、おおむね順調に推移しているとのことです。

以上で、農作業の進捗状況と主な農作物の生育・出荷状況についての行政報告を終わります。

次に、洋上風力発電導入に向けた有望な区域の選定について、御報告申し上げます。

本町におきましては、岩宇・南後志地区沖における洋上風力発電の導

入促進を図るため、6町村並びに3漁協で岩宇・南後志地区洋上風力発電推進組合を組織しており、本年1月の令和5年第1回臨時会において、岩宇・南後志地区沖がセントラル方式の対象区域として、全国で初めて選定されたことを御報告したところですが、去る5月12日に、当該区域が再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定に向け、新たに有望な区域に選定されましたので、御報告させていただきます。

これは、国において区域指定のガイドラインを踏まえ、各地域における様々な情報を収集したうえで、早期に促進区域に指定ができる見込みがあり、より具体的な検討を進めるべき区域を有望な区域にするものとしており、北海道の石狩市沖、島牧沖、檜山沖、松前沖並びに当該区域の5区域が選定されたものであります。

今後は、国における海域の調査の結果を踏まえ、促進区域に選定後、国による事業者の公募、選定された事業者により詳細の調査が行われることとなりますので、今後につきましても、進展等がありましたら、適宜、情報提供させていただきたいと存じます。

以上、洋上風力発電導入に向けた有望な区域の選定についての行政報告を終わります。

次に、汚職調査の妨害に対する国家賠償請求事件について、御報告申し上げます。

本事件は、原告、町内在住の野村一也氏が、被告、蘭越町と難波修二氏議会議員を相手に、チセヌプリスキー場の売却等に係る汚職調査に対し、理由なく原告の請求を拒絶し、繰返し原告を侮辱、または原告の名誉を棄損する行為を行ったことにより、甚大な時間的・精神的損害を受けたことによる損害請求を求め、令和5年3月27日、札幌地方裁判所岩内支部へ訴状を提出したものです。

訴状の受理でございますが、5月29日、札幌地方裁判所小樽支部から蘭越町と難波修二氏あてにそれぞれ特別送達小包が届きました。

難波修二氏あての小包は、町議会事務局で受理いたしましたが、蘭越町あての小包については、町長の名前に誤りがあったため、受取を拒否いたしました。

難波修二氏あての小包を開封したところ、第1回口頭弁論期日呼出状を鑑とし、訴状ほかDVD・関連資料の一書の書類が封入されており、これらの対応について内部で協議し、北海道町村会の顧問弁護士である佐々木総合法律事務所に相談することにいたしました。

6月1日、議長、難波議員、副町長ほか関係職員2名で、訴状関連書類一式を持参し、佐々木総合法律事務所へ出向き、弁護士3名同席の上、訴状内容を確認・協議を行い、訴状に関する一切の訴訟行為については、弁護士法人佐々木総合法律事務所の弁護士を代理人と定め、蘭越町と難波修二氏、それぞれの委任を依頼したところでございます。

また、受取を拒否しておりました蘭越町あての特別送達小包が、6月2日に札幌地方裁判所小樽支部から再度届き、中の書類は、難波修二氏あての訴状関連書類と同様でありました。

こちらにも関係書類一式をコピーの上、佐々木総合法律事務所へ郵送しております。

今後、原告、野村一也氏からの訴訟請求に対し、被告、蘭越町と難波修二氏の代理人となる佐々木総合法律事務所の弁護士が反論答弁書等をもって訴訟が進んでまいります。今後の動向等については、改めて御報告申し上げます。

以上、汚職調査の妨害に対する国家賠償請求事件についての行政報告を終わります。

次に、本日提案いたします議案の提案理由の大綱について、御説明を申し上げます。

諮問第1号につきましては、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるものでございまして、先般、札幌法務局長から、蘭越町に置かれている人権擁護委員について、委員の任期満了により、後任の推薦依頼がございましたので、人権擁護委員候補者の推薦について、町議会の意見を求めるものでございます。

同意第1号から第15号につきましては、蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、7月19日に任期満了となります農業委員会委員につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づきまして、委員の任命について議会の同意をお願いするものでございます。

議案第1号につきましては、公用車の事故による示談の締結について議決をお願いするものでございます。

令和5年4月6日、蘭越駅前駐車場において、公用車をバックで方向転換したところ、駐車していた相手方車両バンパーに接触したものです。

相手方の現状復旧費が確定したことから、修繕費等210,535円について、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、示談の議

決をお願いするものでございます。

議案第2号につきましては、蘭越町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。

蘭越町会計年度任用職員における新たな職の設定をするため、所要の改正を行うものです。

議案第3号から第6号につきましては、蘭越町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例ほか関連する3本の条例について議決をお願いするものでございます。

こども家庭庁設置法施行に伴う子ども・子育て支援法改正による関連条文の改正及び主務大臣の変更、また、昆布保育所入所児童数の増加による定員の変更を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第7号につきましては、蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。

下水道接続工事の実施により、下水道整備住宅となった公営住宅の住宅使用料を変更するため、所要の改正を行うものです。

議案第8号については、宝橋橋りょう補修工事請負契約の締結について議決をお願いするものでございます。

宝橋橋りょう補修工事は、6月13日、午前9時から指名競争入札を執行し、金額8,800万円で、佐藤・増田経常建設共同企業体、代表者、佐藤建設株式会社代表取締役小山茂則を契約の相手方として工事請負契約の締結をいたしたく、議決をお願いするものでございます。

議案第9号については、小南部橋橋りょう補修工事請負契約の締結について議決をお願いするものでございます。

小南部橋橋りょう補修工事は、6月13日、午前9時から指名競争入札を執行し、金額6,160万円で、株式会社菅原組、代表取締役社長富田浩嗣を契約の相手方として工事請負契約の締結をいたしたく、議決をお願いするものでございます。

議案第10号については、旧昆布診療所改修建築主体工事請負契約の締結について議決をお願いするものでございます。

旧昆布診療所改修建築主体工事は、6月13日、午前9時から指名競争入札により、金額1億1,616万円で、志比川・稲田経常建設共同企業体、代表者、株式会社志比川組代表取締役志比川潤を契約の相手方として工事請負契約の締結をいたしたく、議決をお願いするものでござ

います。

議案第11号につきましては、動産の取得について議決をお願いするものでございまして、5月臨時会の一般会計補正予算で議決をいただきました、エネルギー分散蛍光X線分析装置ほかの購入につきまして、随意契約により金額1,438万8,000円で、株式会社ムトウ代表取締役田尾延幸を契約の相手方として購入契約の締結をいたしたく、議決をお願いするものでございます。

このエネルギー分散蛍光X線分析装置ほかの購入につきましては、条例の規定により、議決をお願いするものでございます。

議案第12号につきましては、動産の取得について議決をお願いするものでございまして、当初予算で債務負担行為の議決をいただきました、LED照明器具購入につきまして、北海道市町村備荒資金組合を通じて946万円で購入するものでございます。

この保健福祉センターLED照明器具一式の購入につきましては、条例の規定により、議決をお願いするものでございます。

議案第13号につきましては、令和5年度蘭越町一般会計補正予算第2号でございますが、歳入歳出それぞれ6,371万7,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出の主な内容ですが、人件費につきましては、一般職員及び会計年度任用職員の人事異動に伴う給料、職員手当等、共済費の増減等でございます。

議会費では、人件費の増減で20万6,000円の減。

総務費では、蘭越町地域活動推進協議会補助金292万6,000円、低所得者世帯支援給付金2,220万円、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金返還金214万1,000円など、人件費の増減と合わせまして2,655万5,000円の追加。

民生費では、福祉灯油等給付扶助162万5,000円の追加、一灯園及びグループホームらんこし燃料費等助成事業補助金245万円など、人件費の増減と合わせまして1,543万8,000円の追加。

衛生費では、昆布温泉病院燃料費等助成事業補助金150万円、蘭越歯科診療所診療業務委託補助金586万5,000円など、人件費の増減と合わせまして1,684万5,000円の追加。

労働費では、後志職業能力開発協会負担金2万3,000円の減。

農林水産業費では、人件費の増減で1,244万1,000円の減。

商工費では、蘭越町創業支援事業補助金600万円など、人件費の増減と合わせまして521万5,000円の追加。

土木費では、町道水上立川線排水路修理ほか202万4,000円、公宅修理207万円など、人件費の減と合わせまして1,622万6,000円の追加。

教育費では、人件費の増減などで389万2,000円の減となり、歳出総額6,371万7,000円を追加するものでございます。

歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,405万円の追加、コミュニティ助成事業助成金250万円など、合わせまして歳入総額6,371万7,000円を充当いたすものでございます。

議案第14号につきましては、令和5年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ68万3,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出につきましては、会計年度任用職員給300万円の追加、一般職員の人事異動に伴う給料、職員手当等、共済費の増減と合わせまして68万3,000円を追加するもので、歳入につきましては、社会保険料納付金28万8,000円の追加など、合わせまして68万3,000円を追加するものでございます。

次に、報告第1号につきましては、令和4年度蘭越町一般会計予算第3条による繰越明許費に該当する事業について、繰越計算書をもって地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、御報告申し上げます。

報告第2号につきましては、令和4年度蘭越町農業集落排水事業特別会計予算第2条による繰越明許費に該当する事業について、繰越計算書をもって地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、御報告申し上げます。

報告第3号につきましては、情報公開条例及び個人情報保護法施行条例の運用状況について、蘭越町情報公開条例第24条及び蘭越町個人情報保護法施行条例第9条の規定に基づいて、令和4年度の運用状況を報告申し上げます。

なお、詳細につきましては、議案説明の時に、担当課長から説明いたします。

以上で、行政報告及び提案理由の大綱の説明を終わります。よろしく

御審議をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を終わります。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

5番金安議員、質問席へ着席願います。

5番金安議員。

○5番（金安英照） おはようございます。5番の金安です。よろしくをお願いいたします。

私からは旧昆布診療所改修に伴う居住施設について、町長にお伺いいたします。

幽泉閣や高齢者福祉センターこんぶは、町や町民にとっても重要で大切な施設であり、今後も維持していかなければなりません。

しかしながら、両施設とも、従事される職員の募集をふれあい通信や広報紙などで頻繁に見聞きしておりますと、要因の一つに住環境の不足があるのではと感じております。

職務形態を考えますと、近くから通える居住施設があれば、常駐の人材確保と働きやすい環境の構築につながるのではと考えます。

昆布地区の町営住宅や民間のアパートに空きがないことから、今年度から進めております旧昆布診療所改修に伴う居住施設に両施設に従事される方への優先的な割当ができないものかをお伺いいたします。

よろしくをお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 金安議員の旧昆布診療所改修に伴う居住施設についての御質問にお答えします。

はじめに、町で管理している町営住宅の管理状況についてお伝えいたしますが、全町で公営住宅・特定公共賃貸住宅など、全部で68棟371戸を管理しており、そのうち昆布地区は、20棟101戸となっております。



ます。

昆布地区の住宅需要の増加を見据え、今年度、旧昆布診療所を共同住宅として、1LDK4戸、2LDK3戸、3LDK1戸の全部で8部屋となるよう改修を予定しているところでございます。

町で管理する住宅は様々なタイプがあり、公営住宅法等に基づき建設した町営住宅、特定公共賃貸住宅は、法律により所得要件等の入居条件が定められております。

また、町独自の施策として建設した定住促進住宅や、子育て支援住宅、福祉施設従事者単身用住宅などは、町の条例により入居条件を定めております。

今回の改修を計画している住宅については、町独自の住宅として入居条件を町が定めることができますが、令和3年6月に開催された議員全員協議会において、旧診療所の活用について説明させていただいた際は、住宅へ改修することには議員の皆さんに一定の御理解をいただいたところでございます。その際に出された意見では、高齢者の住宅という提案もいただいたところでございます。

その後、内部で検討いたしまして、これまでの昆布地区で居住を希望する年齢層や職業等を勘案し、高齢者専用の住宅ではなく、住居を必要とされている町外の方、あるいは本町の人口減少を抑えるためにも本町在住者で、就職や婚姻により住居を求めている方を対象とした、いわゆる定住者用の住宅として管理をしていきたいと考えているところでございます。

さて、議員から、旧昆布診療所改修後の共同住宅に、幽泉閣や高齢者福祉センターこんぶに従事される方への優先的に割当ができないかとの御質問でございますが、定住者用の住宅であれば職員も入居対象となり、職員の公募と住宅の空き状況が同時期であれば入居は可能と考えておりますが、そのような場合についても、優先的にではなく一般応募していただき、複数の希望者がいる場合は、町営住宅等入居者判定委員会に諮り入居決定をさせていただくものと考えているところでございます。

仮に、両施設の職員の入居を優先的にしてしまうと、入居するまでの空き部屋としての管理することとなり、その間、家賃収入もなく、合理的ではないものと考えているところでございます。また、両施設のみならず、町内各種事業所等で働く方や移住される方も入居条件は同様でありますので、優先的に部屋を確保することは難しいものと考えているとこ

ろでございます。

いずれにしても、幽泉閣・センターこんぶの人材確保と雇用環境の構築の一つとして、職員公募を前提とした近くから通える居住環境の必要性は理解いたすところでございますが、今後も職員採用時には、町営住宅や民間の賃貸住宅等の空き状況を把握しながら、働きやすい職場環境配慮に努めてまいりたいと考えおりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 金安議員。

○5番（金安英照） ありがとうございます。

ちょっと私もですね、友人、知人がですね、この蘭越町を訪れた際、幽泉閣に宿泊をお願いしてるんです。恐縮ですが、私もですね、そのときは度々泊まらせてもらってるんですよ。

特に早朝はですね、本当に職員の皆さん、忙殺されております。それは、でも、必ずお客様の満足度に反映されていると、頭の下がる思いで見えておりますが、やはりその人手不足の感はね、否めない状況だなんて感じております。

例えば、以前よりね、そのどちらかでも仕事に興味や関心があって、その近くであったなら働いてみたいとか、それから実家から出て通いたいとか、そういう住環境の面がね、クリアされて、なおかつ、長く従事したいっていうお考えの方であれば、優先的に割当てできないかなっていう思いと、という思いとですよ、例えば、そういう居住者がいなかったとしてもですよ、例えば、両施設、朝番の方、朝早い方いらっしゃいますよね、今は良くて、例えば、これから冬、雪のことを考えますと、職員の皆さんもね、年々歳をとってきますし、例えば、次の日の朝がね、猛吹雪だとわかれば、運転なども不安なんで、であればその前の日からね、入ってもらう、前乗りっていうんですか、それぞれのあとはその支配人とセンター長の判断でしっかりと管理されれば、そういう活用方法もあるんじゃないかなって思うんですよ。

さらにですけどね、例えば、今後ですよ、両施設従事者の技術向上やスキルアップのためにね、外部からなんていうかエグゼクティブな上級経営者みたいなね、指揮者の方を招聘し、両施設のテコ入れを行うようなことがあったとしたらですね、例えば、その人も住むところとかね、実

は、今、住むところないんだよなにはならないと思うんですよね。であれば、そのすぐ近くにこういう施設が完備しておりますみたいな、そういう住環境の体制づくりが、やはり必要なのではないかなって思うんですよね。

そういう何かもろもろ含めましてですね、その1部屋でも、2部屋でも、3部屋でも、何か割当ててもらえないものかなって、改めてお伺いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 金安議員の再質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃってる部分の中で、そういうふうな方向でできればね、いっていう部分も理解はするところなんですけど、ただ、職員を優先的に入れるとかですね、そういう部分からいくと、先ほど言った、うちの公営住宅とか、町のきちっと条例に基づいて、やっぱり職員住宅とか、そういうものをきちっと建設した部分の中で、どこに勤務する、その職員、会計年度職員含めた者を入居させる、そういう方法がまず大前提ではないかなというふうに思っているところでございます。やはり、町内にはいろんな住宅事情の中でですね、役場職員だけじゃなく、勤務される方々含めて、非常に探してる方っていうのは多いです。特に、昆布地区においては、公営住宅を空きが出た場合に公募すると、もう本当に町外から多くの方々が公募されて、住宅選考委員の方々にきちっと審議をして決定していただいているというような状況なものですから、今回の住宅についても、あくまでも定住者というものを大前提とした住宅で進めていきたいなっていうのは、内部で考えているところです。ただ、その中に、先ほど答弁させていただきましたが、役場職員が必ず入れないということではありませんし、その中できちっと公募したときに申し込みをして、そして多ければ、選考委員会なり、その審査委員会にかかるという状況がありますので、まずはそういう同一条件の部分の中で、今回の昆布の住宅には、進めてまいりたいなというふうに考えているところです。

議員のおっしゃっている、いろんな職場環境の状況の中で、確かに朝早くから出ていくという冬場の環境、そういうものも理解できないわけではないんです。ただ、そこを専用で、そこだけに、職員専用っていう住宅を、そこに確保するっていうのは、今現在では、私は条例とかいろん

な部分を含めてですね、困難な部分があるというふうに考えております。

ただ、今後、昆布地区を含めながら、今、民間の力も借りて、いろんな単身用の住宅、そういうのも建てていただいておりますし、さらには、今、ニセコエリアってというのは、非常に住宅事情が不足している、そういうものもありますので、昆布地区、蘭越地区にある町有地、さらには、いろんなことも勘案しながらですね、そういう住宅、先ほど議員がおっしゃった住宅環境の充実、それは努めてまいらなければならないというふうに考えているところでございますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 金安議員。

○5番（金安英照） 昆布っていう、地元っていうね、思い入れはもちろん、私、あるんですけども、やっぱり、それよりも何よりも、両施設は本町にとって、やっぱり観光、福祉の重要拠点であるっていう認識ですよ。

維持して、未来永劫残していかなければならないという点からも、やっぱり早急な人材の確保と働きやすい環境整備構築として、今回、どちらの施設にも通いやすいのではないかと住環境の面からね、今回、質問をさせていただきました。

ただそこだけというかね、住環境だけではない別の要因でね、人手不足なのかもしれないですし、確かに賃金や福利厚生ではやっぱり民間にはかなわないでしょうし、住環境にしましても、何か寮ですか、社宅というんですか、そういう居住施設などは、もう最初からその条件にね、民間は含まれていて当たり前なわけですから、ただそのそっちの方にやっぱりトラバークしていく人がいてもおかしくないってことですよね。

そういういろいろと選択肢のある中でも、こうやって皆さん、人のために一生懸命従事されておりますんでね、やっぱり何か報われてもいいんじゃないかなっていう感じがあります。そのへん含めましてね、町長、どう思いますか。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 金安議員の再質問にお答えしたいと思います。

以前はですね、実は、蘭越町役場職員の独身寮っていうのも建設をして、その中で入ってた経験もあります。私も若い頃入ったことがあります。さらには教職員住宅と、その住宅も独身寮と教職員住宅二つあって、その中で採用された方々を含めた職員専用の住宅、そういうものもやってた経過はあるんです。今、私が今、議員がおっしゃってる部分の中で、今、職員応募してもですね、公務員の試験を受けたり、社会人来てもですね、やはり住宅っていうものが、やはりきちっと完備されていないと、なかなか外部から入れるっていう部分の中でも、非常に苦慮している状況なんです。今後の部分からいくと、その職員住宅含めたですね、そういう住宅環境が必要なのかどうかっていうのはですね、十分、内部でも検討したいっていうふうには思っているんです。今、新しい職員はほとんど民間の建設していただいたアパート、そういうところに入居している状況が多いです。それとか、町の特公賃の単身住宅、そういうのにも入っているというような状況です。町が本当に職員の専用、ためだけにするのか、単身が、実は、私はまだ住宅として足りない部分もあるなっていうふうには思ってる場所ですので、ただ民間だけの力でその部分を今後も行っていく部分と合わせて、住宅事情によってはですね、町でも、その単身を含めた住宅、そういうものを検討していかなければならない。それと併せて職員住宅、それや民間に働くいろんな人方のそういう住宅、そういうものもいろんな議会の意見も聞いたり、町民の声を聞いてですね、私は今後の住宅事情っていうのは、ますます二セコエリアっていうのは、活気にあふれていく部分の中でいくと、定住者が増えていくなっていう、そういう予測がされておりますので、十分、検討していきたいなというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 金安議員。

○5番（金安英照） 最後になりますが、町長おっしゃったとおり、どちらにしましても、居住施設の必要性を改めて感じております。以前にね、NHKって言っちゃっていいのかな。NHKで放送された地域創生の番組だったんですけども、どこの町だったかちょっと失念してるんですけども、居住施設を建てて、移住、定住者を募り、住んでもらったんですが、結局、地元の人とはなじめず、その建物だけ孤立したんですね。で、その反省を踏まえ、次に建てた居住施設には、移住者、高齢者、

そして、その建物の近くにある町の施設で働く職員など、幅広い世帯、世代の方に住んでもらったんですね。そうしますと、その居住施設は一気に息を吹き返して、血の通った人づきあいが始まったということなんですよ。まさに、これが共生っていうかね、ともに生きる姿なのかなって感じまして、それはさっき言った、民間や企業の福利厚生では得がたい、やっぱりその自治体の力だと思うんですよ。今回の私の質問の根っこっていうのは、やっぱりここから始まってます。やっぱり地域が安心するっていうことは、やっぱり応援するっていうことにつながりますから。昆布発ではないですけども、言わせてもらいますと、やはり、蘭越の市街地のこともですね、今後、どこかの跡地を再開発するようなことがあるのであれば、やっぱり多世代で、多世帯の共生型の居住施設、本当に雑で申し訳ないですけど、高齢者10戸、町の従事者10戸、それから移住者10戸、それから蘭越高校10戸とかね、こうやって近くに商店があって、訪問介護があって、デイサービスがあって、病院もあって、歩いて高校へ通える、そうやっていけば、一つ一つの寮とかを造る、施設とかを造ることがなく、小回りの利く、なおかつ多世代で助け合う、血の通ったまちづくりではないかなって感じております。昆布のことからね、最後、話が広くなって申し訳ないんですけども、そういう思いがあります。

町長の率直なお心持ちをお聞かせ願ひまして、最後終わらせていただきます。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 金安議員の御質問にお答えします。

今、議員おっしゃったそういう構想については、今後、住宅のですね、充実を図るためには、参考にさせていただきたいなというふうには考えているところでございます。今現在、町の住宅は昆布地区で、旧診療所の部分の中で建設を進めている。さらには、今、中学校のグラウンドのあそこの横のところに世帯向けの住宅、今年2戸を建設するという部分があります。さらには、大谷団地は、公営住宅がある程度、建設をされましたので、その手前の敷地、そこをどうしていくのかということと、あと、実は、トンネル工事でやってる民間の方に貸している、その土地も含めてですね、昆布地区の今後、どうしていくかっていうことは、町でも十分、

検討していく部分があるなっていうふうに思ってます。特に、昆布地域の、今、新幹線の宿舎が二つ建ってますが、そこについては、いろいろ前にも御質問あったときに、私は昆布保育所の移転等も含めた住環境の整備とか、そういうものが、やはり必要ではないかなっていうふうにお答えしてる部分もありますので、いずれにしても、先ほど議員がおっしゃった部分については、この後、実は永井議員からもコンパクトシティの部分の中で質問が出ておりますので、十分、今後については、内部で検討しながら進めてまいりたいというふうに考えているところです。御理解を願いたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

それでは2項目、お願いします。

○5番（金安英照） それでは二つ目、お伺いさせていただきます。

新型コロナ5類感染症への移行後の対応について、町長にお伺いいたします。

この5月8日からコロナ感染法上の位置づけが5類感染症となり、行政が関わる仕組から自主性を尊重した個人の判断と対応となりましたが、先般の臨時会で、コロナ対策費としてワクチン接種事業費に約1,400万円の補正、ポストコロナに向けた支援として、生活支援、プレミアム商品券に約4,500万円、子育て世帯生活支援給付金に約550万円など、合計約6,600万円の予算が割当てられました。

国が位置づけを変更しても、本町の感染対策の考えに改めて敬慕いたしておりますが、一方では、引き続き、罹患後に後遺症で苦しんでいる方や、これから体調不安を訴えられる方々への対応については、本町ではどのようなお考えや、施策をお持ちなのかをお伺いいたします。

よろしくお伺いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 金安議員の新型コロナ5類感染症への移行後の対応について、御質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症に罹患され、療養終了後、ほとんどの方は時間経過とともに症状が改善されますが、感染から回復しても、様々な症状が長期間続く、いわゆるロング・コビットと呼ばれる方が一定程度おられることは、私も周知をしているところでございます。

この後遺症について、WHO世界保健機構では、新型コロナウイルスに感染した人に見られ、少なくとも2か月以上持続し、他の疾患による症状として説明がつかないものというふうに定義をしております。

厚生労働省では、その代表的な症状として、疲労感や倦怠感、関節・筋肉痛、咳、息苦しさ、筋力低下、集中力低下、睡眠障害、頭痛、耳鳴りなど、多種多様な症状が見られるとの報告がなされております。

また後遺症については、世界的に調査研究が進められている最中であり、いまだ不明な点が多い中で、一般医療の中で対処できるものも少なくなく、まずはかかりつけ医などの地域の医療機関につながる事が大事であり、各自治体においても、そうした方々が医療につながる取組を検討するよう求めているところでございます。

北海道では現在、後遺症に係る情報をホームページで公開をしております。後遺症に見られる症状の例示や医療機関の受診と相談の目安、対応可能な症状を示した後遺症外来診療機関への一覧、さらには北海道の相談窓口の紹介など、情報提供がなされているところでございます。北海道が設置する相談窓口は、5類移行となる以前から、新型コロナウイルス感染症に係る様々な相談を24時間受け付ける窓口として設置をされております。

町では、町民の方々の新型コロナウイルス感染症に対する様々な不安、疑問などを専門の担当者に相談できる、この相談窓口について、これまで各種情報とともに、行政協力員文書、町広報、ホームページ、ふれあい通信心を活用し、周知に取り組んできたところでございます。

また、これまで町保健師への後遺症に係る相談、これについては現在はありません。

こうした方々には医療機関への受診が重要なことから、保健師に相談等があった場合には、十分にお話を伺って、症状に応じた医療機関につながるよう支援していくこととしております。

先に申し上げたとおり、この後遺症についてはいまだ不明な点が多く、現時点では確立された治療法がなく、対症療法が基本となるとされておりますが、他の病気に伴う症状ではないか確認する必要もあることから、



症状に応じた医療機関への受診が必要となると考えているところです。

町ではこうした方々が医療機関の受診につながるよう、また不安や疑問を少しでも解消していただけるよう、引き続き、関係機関からの情報収集に努め、改めて広報7月号に情報を掲載し、町民の皆さんへの周知等に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 金安議員。

○5番（金安英照） 私事で恐縮なんですけれども、本町の方ではないですけども、やっぱりこの2月、3月と、コロナでお亡くなりになられた方、お一方ずつお送りさせていただきました。町長おっしゃるとおり、やっぱり1回、帰ってきてるんですよ。退院して帰ってきてるんですけども、やっぱりそのコビットの菌がどっかの、体のどっかに残ってて悪さをされるみたいなんです。やっぱりおっしゃってる、わからんのですよね。全然わからないってことです。それで実際に、まだそういう方がね、たくさんいるっていうことの認識ですよ。

先月から5類相当に、この感染症の法律上の位置づけが変わり、要はその個人の判断に委ねますよと、行政は基本は関わらないということのね、その部分がちょっと大きく世の中にクローズアップされて、その国が位置づけを変えても、各自治体はね、引き続き感染症対策をね、行っているよっていうことを、やっぱりもっと認識してもらいたいなっていう思いです。国が面倒見るのをやめたから、自治体ももうやってくれないんだなみたいな、そういう風潮というかね、認識があるならですけど、本当に悔しい思いがあります。というのもですけど、本当に、実は、つい最近なんですけれども、本当に、このコロナの一般質問を提出した後なんです、本当に、つい最近なんですけども、本町の方ではないですけども、コロナの後遺症を苦しんで自死された方を送ってまいりました。いつまでも続く倦怠感、それから不安と恐怖心、もう将来を悲観して、自ら幕を引かれたわけでございます。親はですよ、親って言っちゃいましたけども、御遺族はですよ、町は何もしてくれなかったって言ってるんですよ。町は何もしてくれなかったって。私はそのときのね、遺族の立場になったことはないんですけども、わからないですけど、ただ一つ言えるのはね、そんなの何もしてくれてないね、自治体なんてないんだ。ないんだ。

みんな一生懸命やってるんだ。一生懸命やってるんですよ。ただその遺族として見ますと、本当に、そのやりきれない思いでね、当たりどころがなくてね、声を荒げてしまったのかなっていう思いと、時間が経って落ち着かれたらね、自治体はそんなことはないんだなって、ちゃんとやってくれていたんだなっていうことをね、理解してもらうことをね、切に願うだけです。もしかしたら、これが世の中のね、現状なのかなって感じてまいりました。ですのでね、本町はこうやって、引き続き、こうやって予算付けてもらってることは、本当にありがたいことだなと思ってます。町長、やっぱり、絶対にやっぱりこういうことはあってはならないですよ。あっちゃならんことなんですけれども、その気付きとして、こういうことも、今後起こりうるというね、意識というか、その備えといいたいでしょうか、起こさないためにもですね、今一度、本町で、例えば罹患された方へ、例えばその後遺症はどうなのかとかね、不安や心配事は、今ないのかなどね、その近々のね、状況把握が必要ではないかなって考えます。連絡を待つんじゃなくて、改めてこっちからね、罹患された方、全員に、一斉に発信、手紙でも何でもいいんですけど、発信して、現在の今の状況をね、把握されたほうがよろしいんじゃないかなって、ちょっと思ったんですけれども、改めて、町のお考えをお聞かせ願えればと思います。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 金安議員の御質問にお答えします。

議員おっしゃってるとおりですね、新型コロナウイルスの感染症になった場合、通常であれば、早期に元に戻る部分があるんですが、やはり、その中でも重くですね、いろんな症状をそのまま引きずってですね、悩んでる方っていうのは、まだまだ全国の中にはいるというふうに、私もいろんなテレビ報道等で見えておりますので、感じているところです。そのような中で答弁させていただきましたが、本町では、今のところそういうような相談件数というのは、ないというふうに、保健師のほう、担当のほうから伺っておりますが、仮にですね、そういう方が悩んでるとか、そういう部分があった場合には、相談窓口も含めて、きちっとした専門の方の指導をしないとですね、やはり、治るにしてもですね、治りきっていかないというふうに考えておりますので、町のほうとしては、そういう相談が来た場合については、きちっと、どういうところに相談してく

ださいとか、そういう症状を聞きながらね、対応していく、これはこれまで同様、同じように努めてまいりたいというふうに考えているところです。

特に、北海道においても、相談窓口、ここでは、管内では俱知安保健所が対応となっておりますので、その件についても、町民の皆さんに、実は7月号で再度、そういうなった方については、そういう場所がありますという周知とですね、またそういう不安がある方とか、それについては、うちの担当のほうでも連絡すれば相談にのる、そして、今後どういうふうにつながっていくかということは、これまで同様、行ってまいりたいなというふうに考えているところです。

ただ、議員がおっしゃった、全ての方々に連絡をしてっていうのは、今現在ですね、はっきり言って、コロナにかかっても、誰がかかったかっていう連絡は、町のほうに全て入ってきてるわけじゃございませんので、やはりそのへんのところはですね、5類に感染移行したという部分もあって、全てこちらから把握してっていうのは厳しい現状にあることは理解していただきたいなというふうに思っております。ただ、そういう窓口をきちっと開いて、相談体制はきちっとしていきます。そのことについては、担当課でも十分、これまで同様を進めていくというふうに伺っておりますので、町民の皆さんに不安がある方、そういうことに関しては連絡等をですね、是非、していただきたい。そういうような周知も含めて、対応してまいりたいというふうに考えております。御理解ください。

○議長（熊谷雅幸） 金安議員。

○5番（金安英照） 東京義塾大学医学部出身の医師で設立された日本メンタル協会で、そのライセンスを保有する内閣府公認の精神対話士という、日々の孤独や挫折感、喪失感、不安や恐怖心、ストレスや精神的な疲れなど、多くの悩みを抱える人の心のケアに当たるという資格者の方が全国にいらっしゃいます。この精神対話士なんですけれども、取得合格率が10%から15%の狭き門なんですよね。その難関をね、突破された方がこの羊蹄山ろくにお一方いらっしゃいます。後志で言いますと、ほかに小樽市に2名いらっしゃるのとことでもあります。北海道通じて100人もいらっしゃらないということなんですけれども、病院やホスピスにおけるの支援、地方自治体におけるの支援、介護福祉施設において

の支援、災害、被災地における支援など、ほかにも学校や企業などでもこの精神対話士の必要性、重要性の事例などが年々大きく取り上げられております。現在はアフターコロナに向けて、後遺症で苦しんでいる多くの方の心のケアなどにも努められているとのことでございます。羊蹄山ろくにですね、このようなその特殊な方がね、いらっしゃるってことがね、本町におけるアフターコロナ対策の今後に何らか資することであるならば、是非、御検討されてみてはいかがかなと思うところであります。

いずれにいたしましても、本町はね、早い段階から一連のコロナ問題に対峙し、それこそアベノマスクよりも早くですね、マスクの全戸普及なども、暗中模索の中でもいち早く対応されてきた町だと自負しております。やっぱり最初良ければ、最後まで良し、良しじゃないですけども、その光の部分と、その見えない影の部分もね、両面を支えて汲み上げて総じてポストコロナ支援になるのではないかなって考えます。

最後に町長のお心もちをお聞かせ願ひまして、終わりにさせていただきます

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 再質問にお答えします。

本当にコロナ感染症にかかった方、自分でもどうしていいかわからないで病院に行ってもなかなか治療法が見つからない、そういう方々が本当に苦しんでるっていう状況についても、先ほど答弁させていただきましたが、私も報道等でですね、見て、本当に何か良い方法がないのかなっていうふうに感じてるところです。そのような中で、今、議員から精神対話士ですか、その方々がいるというようなお話も伺ったところですが、町のほうとしては、まず、そういう相談があったときに、きちっと関係する機関、そういうところに照会をかける部分と、いろんな国の相談ごとをしてくれる、そういうようなところも調べながらですね、対応できればっていうふうに思っているところなんです。いや、本当にこういう方々を見てると、なんとかしてあげたい部分で、自分でもどうしようもないっていうかですね、そういうなんとかしたいんだけど自分でできない。そうすると、やはりきちっとした医療機関とかそういうのに頼るしかないんじゃないかなというふうに思ってます。そういう方々がいるというこ

とを、私ども職員も含めて、きちっと内部でそういう対応してくんだったという、その意識をですね、きちっとまた持たし、させつつ、町民に向けていろんな部分で周知をしていくことが大切であるというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

これをもって、金安議員の質問を終わります。

ここで10分間、休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

---

○議長（熊谷雅幸） 再開いたします。

---

○議長（熊谷雅幸） 次に、3番淀谷議員、質問席へ着席願います。

3番淀谷議員。

○3番（淀谷融） 3番淀谷です。

1問、物価高騰対応について。

昨年のロシアのウクライナ侵攻による資源価格の高騰や食料品等の物価高騰が深刻化し、日常生活に影響を与えております。これまで国などにおいて物価高騰に対する支援策について対応策を講じております。しかし、今年4月から食料品が次々と値上げされており、6月からは電気料金も値上がりしました。私たちの家計への負担が増え、日常生活に影響を与えております。

そこで、今後の物価高騰に対する町の支援策について町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 淀谷議員の物価高騰対応についての御質問にお答えします。

現在、国内の物価上昇は値上げラッシュと表現されるほど多岐にわたる品目で相次いでおります。その品目は、電気・ガスの公共料金をはじめ、食料品・日用雑貨・交通機関まで広範囲に及んでおります。

また、食品関係については、帝国データバンクが国内の主要メーカー

を対象にした調査では、食品・飲料で約7,000品目が値上げされております。日常生活に欠かせない商品の値上げに、家計への負担が大きく左右されているという現状であります。

このような中、昨年、原油価格・物価高騰等に直面する住民生活や地域経済への影響を軽減するために、プレミアム率100%の商品券を発行、また、農業者に対しては、経営状況が圧迫することがないように、1事業者当たり3万円と、燃料購入量に対して一部助成、加えて町内商店等事業者に対しては、中小・小規模事業者に10万円、個人事業主に5万円の支援金を給付し、その影響緩和を図ってきた経過でございます。

また、高齢者世帯及び障がい世帯に対して、1世帯当たり1万2,000円の支援金を給付、さらに、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業として、家計への影響が大きいと思われる住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり5万円の給付を行い、低所得者世帯等への負担軽減も図ってまいりました。

さて、議員御質問の今後の物価高騰に対する町の支援策についてでございますが、5月11日開催の第2回臨時会一般会計補正予算において議決いただきました、プレミアム率100%の商品券事業を柱とし、子育て世帯生活支援特別給付金事業として、低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円の給付について実施してまいります。

また、本定例会一般会計補正予算において、住民税非課税世帯に対し1世帯当たり3万円の給付、さらに、昨年に引き続き、低所得者の冬期間の安定した暮らしを守るため平年額以上の福祉灯油助成事業、一灯園及びグループホーム、昆布温泉病院への燃料費等の支援事業を上程させていただいて、エネルギー・食料品等の物価高騰に伴う生活者支援を実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

いずれにしても、コロナ感染法の位置づけが5類感染症となり、地域経済活動の正常化が進みつつある中、直面する対策のみではなく、今後の経済情勢を見据えて、国・道の支援で補えない部分については、状況を見ながら必要な対策を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 淀谷議員。

○3番（淀谷融） 今、答弁、町長からありました。昨年に引き続き、

今年度も継続されていくということでありました。5月の臨時会におきまして、町長からも答弁ありましたように、補正額4,592万90,000円の商品券、プレミアム商品券ということで、4万5,000円、また購入限度額1世帯2万5,000円ということで、1,800件の補正がされたところであります。それで、今月の30日から商品券の販売、利用が始まるということで始まり、12月30日までの利用期限であるということで、オフトーク通信、または回覧等で周知されているところでございます。また、プレミアム商品券は、先ほど言いました購入金額の2倍ということで、100%ということで、予算額4,500万円ですので、2倍、つまり9,000万円の経済効果があるのかなと思います。これは町内の経済を下支えする支援策であるというふうに思っております。また、今、先ほどありましたように、福祉灯油、この部分についても、燃料費、その高騰した分を助成をするということで、次、予算で補正で提案されるのかなと思っております。それで、その部分で一灯園または昆布温泉病院、グループホームということで、福祉施設とか医療機関への支援、またはプレミアム商品券の利用によって、商工業者への効果支援策ということで理解するわけでありまして。またその部分で、今年度の部分について、先ほど、昨年度は農業従事者について3万円の燃料等の一部助成ということで御報告ありましたが、今年度、この農業者に対する肥料とか価格の高騰に対する支援策が見受けられないと感じておりますので、この部分について、ちょっと農業支援策について、どのようにお考えなのかちょっとお伺いします

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 淀谷議員の御質問にお答えします。

議員、今、お話あったとおりですね、今現在については、実はプレミアム率100%の商品券、これを中心として、経済対策を図ってまいりたいというふうに考えております。これについては、国の交付金のほかに町の単費で約1,180万という、その単費をさらにつぎ込んで、このプレミアムを実施をしているということでございます。まずは、これによっていろんな商店街の波及効果とともにですね、いろんな燃料費、何かを含めて、農業者も含めて、町内の住民の方々に対して広く使っていただきたいなというふうに考えているところです。また、福祉施設等につい

では、先ほどお話したとおり、この後、補正予算にも出していただくと、今、議員がおっしゃった農業者へもという部分でございますが、去年は農業者、そして商店街の方々にも、コロナ対策という部分の中の経済対策として行いました。実は、今のところはですね、現在、5類に移行して、かなりの部分の中で経済対策というものが活発化している状況でございます。ただ、肥料とか飼料、そういうものは値上がりしてるような状況っていうのは、まだまだ否めない部分があるんですが、いろんな経済に波及していくという部分になるとですね、うちの農産物等も含めていろんなところで販売なり、そういうものも進んでいくんではないかなというふうに考えておりますので、今現在のところは、プレミアム、それを中心とした経済対策を行っていきたいというふうに考えております。ただし、先ほど答弁をいたしました、今後のいろんな経済状況、そういう部分を見据えた中ではですね、やはり町民の生活がいろんな部分で影響が出てるといような部分が、今後もまだまだ引き続くようであれば、私は内部で十分検討して、対応してまいりたいというふうに考えているところでございますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 淀谷議員。

○3番（淀谷融） 今年度まだプレミアム対策の部分で、経済状況を見ながら、今後の社会情勢を見ながら検討していききたいということの答弁だと思います。

それで、自分なりにこの商品券、プレミアム商品券についてちょっと検証してみたんですけども、1世帯最高額で5万円ということで、商品券を2万5,000円で購入するという考えだと思うんです。それで経済的にある程度、余裕のある世帯の方は、その限度額である2万5,000円を出して、5万円ということで購入すると思うんですが、中にはどうか、経済的に余裕のない方もおられると思うんですよ。そういう方については、非常に困難で買えない人もおられる、そんなことはないという方もおられるかもしれませんが、そういう方もおられると思います。したがって、この経済能力によってこの商品券を購入するということは、格差が生じているということ。2万5,000円出す方は5万円、2万円で購入する方は4万円と、ここで格差が生じていってるっていうことが生じているというふうに思っております。また福祉灯油の部



分についても、その分のちょっと対象者についてもするということであり、これは後でもよろしいんですけども、この部分については、障がい者世帯については非住民税課税世帯、子育て世帯については所得税の非課税世帯という条件が付されているということでありまして、それ以外の世帯については、支援策が講じられていないということで、なっていると思います。それで、先ほど言いました電気料金が6月から約23%値上げしたということがあって、これも国による激変緩和対策によって値引きがあって、いくらか圧縮された影響があるかと思っています。これも11月検針分で、以降はないということで、今、国の情報ではそういうふうになっていると思います。また、ガソリン価格についても、今月入って3円ほど値上がりしていると思います。このガソリン価格についても、この価格の抑制のために、石油元売りに対して、国が補助金を支給していると、出していると、これも6月から段階的に縮小されているということで、今月から値上がりしているのかなというふうに思っております。この補助金も9月末で終了するということになっております。それで、10月以降は国の情勢もあるのかもしれませんが、かなり価格が上がるのが懸念されると思います。それで、このような秋以降については、今以上に物価が高騰が予測されるというふうに思っているんですけども、実質的に今、現状としては賃金も上がらずに、実質賃金が目減りしているということで、収入の増は見込めない。物価は高騰し、そういうことで日常生活費の部分について、食費や電気、そういう部分の節約をしながら、支出を抑制していかなければならない状況かなと思っております。そのようなことから、やはり、全ての全世帯へこの支援策が行き届くような支援策が必要でないかなというふうに、自分は考えたわけがあります。それで、そういう部分が、やはり全世帯、今の制度ってというのは一部の人には恩恵があるのかもしれないけど、全世帯の部分については、やはり格差が生じているというふうに感じておりますので、やはり全世帯への支援策が届く、次の支援策、こういうものが必要ではないかと考えているんですが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 淀谷議員の御質問にお答えします。

プレミアム商品券については、実はいろんな世帯層の格差があるから、

世帯層の低い方にとっては買えないのではないかというような御質問でしたが、これについては500円からその部分で買えるっていう、そういう制度にしております。最高が2万5,000円というような部分ですから、その状況に応じた部分の中で券を購入して、私は使っていただければというふうに考えているところです。それと併せて、議員がおっしゃってる全世帯に支援をすればいいと、それは、言うことは理解はしないわけじゃありませんが、限られた財政の部分の中で、そうすると、どこまで支援をしていくことが、住民に一番ですね、喜ばれるというか、制度としてですね、やっていくかっていうのは、非常にこれは難しい部分もあるのではないかなというふうに思っています。ただ、一律にその部分を支援すればそれで済むのかっていうことです。私は、今の部分の中でいくと、プレミアムっていう経済対策を行いながら、いろんな各種団体の方々が、その町内の中で経済活動を行っていく状態を作っていくっていうことと、併せて、先ほど御説明したとおり、低所得者の子育てに対して1人5万円の給付とかですね、いろんな国の制度も、さらにはこの補正予算の部分で提出を、提案をしていく予定となっております。

ですから、まずは今は、議員がおっしゃっているとおり、一律にその部分をやることによって、どれだけの人が、その時点で、経済効果をもたらしてその部分で足りていくのかっていうのは、私はその状況、状況によってですね、判断していくことが必要ではないかなというふうに考えておりますので、先ほど言ったとおり、今の経済状況がまだまだ非常に厳しい状況が続くという部分であれば、内部、さらには議会とも相談して、どのような方法がいいのかというのは検討してまいりたいというふうに考えておりますので、現在、いつから一律で交付しますという部分については、今のところは当面、プレミアムでいきたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 淀谷議員。

○3番（淀谷融） 経済政策という部分で、町長の答弁ありましたけども、自分としても今、このような物価が高騰してるということで、個人の日常生活に影響が及んでいるというふうに考えて、捉えているわけがあります。それで、昨年度はコロナとか経済政策にまでいろんな支援策をしてきていると、そういう部分で、経済情勢、今変わってきて、いろいろ

と5類になって、経済もかなり良くなってきているということがあると思います。ただ言えるのは、やはり物価が高騰して、住民にとってはすごく生活が困窮すると、年金者にしてみたら、年金はある程度決まっちゃって、でもその電気料とか、いろんなものはもう支出していかなきゃならないと、何て言うかな、収入はないと。やはり支出を下げていかなきゃならない。それであれば、やっぱりその支出の部分を何とか抑制する、しないままにもある程度、その部分に対しての支援策を講じていくっていう考え方なんです。今言われた、このプレミアム商品券の格差があるということで、その所得に応じて500円、1,000円とかあるということなんですけども、言いたいのは、その500円でもなんぼでも、世帯によっては、非常に現金が必要だと。これを買うよりは、その現金で何かを支出しなきゃいけないと。あるよりは、結局2万5,000円あって5万円って言うってても、結局助成は2万5,000円なんです。自分で2万5,000円出してるから。だから言ってる2万5,000、その分で5万だから経済政策なるということだと思ってるんですけど、そうじゃなくて、この自分が支出するんじゃないかって、やはりそれを抑えて2万5,000円の助成をするとか、そういうことが必要でないかと考えてるわけなんです。それで、予算のことも、確かに予算もあるかなと思います。それで今、これで今回の補正で終わったんですけども、4,500万ということであって、この部分ついて1,800件で、1,800世帯、2万5,000円でなるように予算化されているということでもあります。それで4,500万、今現在、世帯で約2,200世帯ということだと考えると、この4,500万、2,200で割ると1人、1世帯に2万円の助成ができるというような単純計算になるわけです。僕はそういう部分で、今の困っている、そういう日常生活困る困窮者のためにですね、出していけば2万円でも出していけるんじゃないかなというふうに思っているわけでもあります。それでプレミアム商品券やってて、去年の部分で、もし検証されているのであれば、昨年度の場合でね、販売商品券枚数、または実績額とか、何世帯に購入されたのか、購入されたかとか、またその商品券が、その商工業者の商品券を利用するわけだから、商工業者へ使うということですから、その職種によって、どのように、どの職種に利用されていったかっていう、そういうことも検証する必要があるのかなと思うんです。どこの、その商工業者の業種にその商品券が購入されていったのか、利用されていったのかって、結局、ある程度、加入してるけど、され

てない、何て言うのかな。利用されていない業者もあるのかなというふうに思うわけです。確かに、町長言うように、これからまた社会情勢変わると思うんですけども、自分としては、やはりそういうことで全世帯に一律そういう支給対象にして、何度もしつこいようですけども、そういう政策も考えてはどうかと思うんですよ。そういうことで思っております、再度、町長の御見解をお伺いしたいと思えます

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 淀谷議員の御質問にお答えします。

私は先ほど議員がおっしゃったね、物価高騰とか苦しい人たちがいて、そこで買えるのがなかなかないというような部分のお話がありました。そのために、私は福祉灯油とか、そういう低所得者の方々が苦しんでる方のためにね、こういう政策としてやってるっていうことは理解していただきたいと思うんです。ただ、全世帯の方々に、それを全て一律で配るべきだということと、先ほど議員がおっしゃったね、なかなかそれが厳しくて買えない、物価高騰とか電気料とか、燃料とか、そういうのが厳しくて、生活に困窮している人に是非、支援をすべきだっていうこともおっしゃったんで、私はそのために、プレミアムのほかに福祉灯油とか、そういう制度も用いながら行っていきたいというふうな部分については、理解していただきたいなというふうに思っております。

それと併せて、今、何件がっていう部分については、細かい資料は、私は持ち合わせておりませんので、そのへんのところは、また、もし担当のほうからでも、何件、約ですね、去年は1,700世帯くらいで90%以上は買われたんではないかなっていうふうに思っております。ただ、これはちょっと正確な数字な部分ではありませんので、そのへんのところは、あとから報告をさせたいなというふうに思っております。

いずれにしても、今、私としては、5類に移って、経済情勢が変わってきてると、その中で、去年と同じようなことをすべきなのか、それともいろんな経済状況を見て、今後ですね、そのどこがいろんな部分で厳しい状況なのか、そういう部分はきちっと判断しながら検討していきたいというふうに、これは先ほどから答弁をさせていただいてる状況でございますので、御理解を願いたいと思えます。

○議長（熊谷雅幸） 淀谷議員。

○3番（淀谷融） 僕の説明が悪かった部分がありますけども、福祉灯油の部分については、わかって、理解しておるわけです。先ほども言いましたように、福祉灯油の条件としていえば、障がい者の世帯についてはね、住民税の非課税世帯とか、あとは子育て世帯については、所得税の非課税世帯ということで支給されていると思うんです。それ以外の方は支給されていないと。でも、やはり同じ障がい者と子育ての分あれば、そういう所得とかそういうものじゃなくて、やはりそういう人たちも含めてなんぼかの助成をするべきだというふうに思っているわけです。そこで、この制度の部分については理解しているわけです。それに、こういう人もいるんだけど、一部助成されてるんだけども、それに加えて、それ以外に対象外のこういう障がい者とか子育て世帯についてっていうので、ちょっと検討してはっていうことを申し上げたので、これは理解しておりますので、御理解願いたいと思います。また、町長の答弁にありましたように、今後の経済情勢について判断しながら、またどのような、昨年とはまた別な政策を検討するという御答弁でしたので、よろしく願いしたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 淀谷議員の御質問にお答えします。

議員おっしゃってるのは、福祉灯油である程度、政策という部分で、その対象外になってる人方についても、一律に支払うべきだというような考え方でよろしいんでしょうか。

○議長（熊谷雅幸） 淀谷議員。

○3番（淀谷融） 多分、福祉灯油の部分について、この助成事業というのは一律ずっと、予算の当初予算からやって、1件当たり2万円かなと思うんです。それで、去年から物価高騰によって5,000円アップされてると思うんです。そういう人たちの部分については。それで2万5,000円出せということで、支給するっていうことじゃなくて、このそれ以外の方については物価高騰した5,000円分でも助成されてはど

うかなという意見なんです。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） いずれにしても、今後のいろいろな物価高騰とかそれはまだ引き続き続いていくっていうふうには考えております。それと併せて、経済活動も盛んになってくるというふうになっておりますので、今、その福祉灯油については、今年度、後から補正も含めて提案させていただきますが、こういう考え方でやっていきたいというような部分で、是非、進めたいってということと、併せて、先ほど議員から、いろいろな意見もいただいた部分については、今後の経済情勢も含めながら、町民の方々が、やはりまだまだ厳しい状況が続いているという部分であれば、内部と、議会とも相談しながら、対策は打っていくことが必要だというふうに考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

これをもって、淀谷議員の質問を終わります。

昼食のため、休憩をいたします。

再開は13時といたします。

---

○議長（熊谷雅幸） 再開します。

---

○議長（熊谷雅幸） 早いですけど、始めさせていただきます。

次に、9番柳谷議員、質問席へ着席願います。

柳谷議員。

○9番（柳谷要） まずはじめに、大変軽装で失礼します。申し合わせで、執行者の皆さんにも御理解いただいたということで、議会運営上もかつてない出来事で、私も喜んで参加させていただきます。

まず最初に、学校や町の女性トイレへの生理用品の配置について伺います。

新聞報道によれば、小樽市ではこの4月から全ての小中学校で生理用品の設置を開始するとしています。

本町でも、この5月から中学校での実施がされております。

私は、この施策は、文化の側面と捉えております。かつてのちり紙も全てのトイレに設置はなかったといえます。今は公共トイレにも全てトイレトペーパーが置かれています。

真の豊かなまちとは、ささやかな気遣いが生かされる行政の政策力にあると思います。施策の拡大を望んでおります。所見を伺いたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 小林教育長。

○教育長（小林俊也） 柳谷議員の学校や町の女性トイレへの生理用品の配置についての御質問にお答えいたします。

はじめに、学校における生理用品のトイレへの配置についてですが、経済的な理由で購入できないことはもとより、急ぎよ必要になった場合も含め、全ての子どもたちが心身の健康を維持し、安心して学校生活を送ることができる環境整備の一環として、全国で配置の動きが広がっているところです。

道教委においても、今年の1月に、学校における効果的な取組の在り方を検討するため、女子トイレへの生理用品を先行して配置するモデル的な取組を道立学校11校において行い、その結果を踏まえ、今年度から全ての道立学校のトイレに生理用品を配置することとされております。

本町においては、4月に開催した校長会において、配置の必要性について協議を行い、5月からは中学校の女子トイレに配置し、併せて使用状況など調査をしているところです。

小学校では、児童の健康管理、健康指導なども含めた配布を基本としたいことから、現在、保健室での配布としておりますが、中学校の設置状況など勘案しながら、トイレへの配置について継続的に検討していくこととしておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、町の女性トイレへの配置についてですが、学校と同様に公共施設への配置の検討も全国的に進んでいるところです。

本町では、教育委員会で所管しております施設については、児童・生徒をはじめとした市民の多くの方が利用されている施設もあることから、課題や継続的な配置の必要性について検討できるよう、現在、花一会図書館において、試行的に配置しております。

いずれにいたしましても、今後も、子どもたちの快適な学校生活、ま

た、町民が安心して町内活動が行える環境づくりを、社会的ニーズを把握しながら、必要に応じて進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） 三つ目の段落、私が言いたいのは、この三つ目の段落からです。文化の側面と捉えて質問をしたいと思います。

どうせクリアしなければならない疑問や困難を、若干、挙げてみたいと思います。

例えば、保健室に配置して、取りに来てもらうということが、子どもたちに言ったときに、効果的にそういう普及っていいですか、政策の意図が保護者も含めて通じるかどうかという問題ですね。つまり、配置することによって、持ち帰りが可能になるという心配をなさる方がおります。文化の側面から考えると、かつてのちり紙もそうだったっていうのはナース、看護師さんのOGの方からそういう連絡があって、この選挙中、分かったんですけども、ちり紙でなくて新聞紙で用事を足してた普通の時代に、ちり紙を配置するとなくなることがあったそうであります。しかし、持ち帰りをどう考えるかっていう問題なんですが、持ち帰る人がいるのであれば、それはそれで消耗したという考え方でいいんでないかという発想の転換ですよ。これが町のカダというふうに私は思っています。実は、中学校の5月からの配置のその後の検討、多分、校長会、6月、どうなんでしょう、定例の校長会でどんな話題があったか、これも再質問ですが、伺いたいと思います。

私は選挙中、政策を作る上で、女性の方から様々な意見を伺ったりしてるときに、小樽市の例を挙げて、是非、蘭越でもっていう話を伺いました。それでそのときに今までにないことですね、4年間の一般質問の材料については、4年に1回の選挙中に何を公約したかを掘り起こしながら、新しい政策課題を見つけて一般質問をするっていうのが、私の基本的なスタンスです。一番早く取り上げたのは、この問題をなぜ取り上げたかって言いますと、要望が非常に多かったっていうことですね。政策的な評価が非常に高くてですね、選挙期間中に7人ほどの方から、これは良いことですねっていうね、そういう町の施設もどうだろうかという、そういう提案がたくさんあって、政策的には本当に指示を受けた政策で、



町民の皆さんにも喜んでいただけるといふふうに思っております。物や金ではないと文化の問題だといふね、蘭越の行き届いた町の文化の水準として、私はこれを取り上げていく、需用費の中の消耗品費でことが足りるといふ、非常に爽やかな気分になる町の政策として、私は推進をお願いしたいといふふうに思って、もう1回、答弁をお願いします。

○議長（熊谷雅幸） 小林教育長。

○教育長（小林俊也） 柳谷議員の御質問にお答えいたします。

最初にですね、5月の校長会、もう終わっております、5月、6月ですね、6月の校長会、5月も、5月か、5月の校長会終わっております、そのときの話では、中学校の使用状況、こちらの報告を受けております。各階6個ずつ置いたんですけども、約1か月で12個、18個のうち12個が使用されていたという状況で、生徒のほうに聞きますと、非常に好評であるということもお聞きしております。

それで、小学校のほうはですね、やはり、まだ段階的に子ども達の指導、こちらを先に徹底してから、小学校4年くらいからは授業でも教えるわけですけども、それとは別にまた徹底的に学習をしてから、それから慎重に配置していきたいということでもございました。

困ってる子がこっそり持って帰るかどうかというのはちょっとあれなんですけども、確かにその一つの良いことだといふふうには思っております。それもそうなんですけども、学校としてはですね、またその裏側にある困り度、それがわかりづらくなるということもありますので、今はそういう配置の部分と保健室の配る分、中学校はこの二構えでやっているとということで、御理解いただきたいといふふうに思います。

○議長（熊谷雅幸） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） この件、了解しました

爽やかに答弁をいただきましたんで、爽やかに質問をやめたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 答弁よろしいですか。

○9番（柳谷要） はい、議長。

○議長（熊谷雅幸） それでは次の項目に移します。

○9番（柳谷要） 次の質問を行います。

マイナンバーカードをめぐるトラブルについて伺いたいと思います。

全国でマイナンバーカードをめぐる深刻なトラブルが続いています。

町民個人とのかかわりが深い事務事業の円滑な実施は、行政への信頼が不可欠であります。本町のトラブルの現状について、報告があればお願いしたいと思います。

政府は、来年秋までに健康保険証の廃止に伴い、マイナ保険証に一本化するとしています。これは任意としていたマイナンバーカードを義務化するもので、私は最初の約束とは違って許されないと 생각합니다。

国民を総カード化して施策のツールにし、同時にカード化の選択の自由をも奪う、こうした行政の進め方は賛成できません。

町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員のマイナンバーカードをめぐるトラブルについての御質問にお答えをいたします。

令和5年5月31日現在、蘭越町のマイナンバーカード申請率は85.3%、交付率は83.4%となっており、いずれも全国平均を大きく上回っております。

本町でのマイナンバーカードに関わるトラブルの現状についての御質問ですが、現時点で町が把握しているトラブル等はございません。

本町では、申請・交付手続き、ポイント付与などの設定時に職員が支援をするときには、御本人に一つ一つ確認をしながら行い、入力内容の確認など細心の注意を払い対応しております。

現在、発生しているトラブルの原因の多くは、ヒューマンエラーであると認識しておりますので、今後も入力ミスなどの誤りがないよう、引き続き、細心の注意を払い対応してまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

次に、マイナンバーカードを保険証として利用することについてです

が、就職や離職による保険証の切替えが不要になる、あるいは特定健診や薬剤情報の閲覧ができるようになるなどのメリットがあると考えております。

今年9月からは全ての医療機関・薬局で利用することができるようになり、市町村単位での数字は公表されていませんが、国全体では6月1日現在、マイナンバーカード交付者の86.7%が保険証としての利用申し込みをされています。

議員御承知のとおり、政府は、利用者の利便性が向上し、より良い医療が受けられるため、来年秋には、保険証をマイナンバーカードに一本化するマイナンバー法等の一部改正法が成立をしております。

ただし、現時点では、マイナンバーカード自体を取得しない方や、保険証としての紐づけを行わない方も一定数いることから、必要な保険診療を受けられるよう資格確認書を書面または電磁的方法により提供するとされています。

いずれにいたしましても、マイナンバーカードは、本人確認の手段として用いるほか、健康保険証としての利用、電子証明書を活用した各種申請など、生活の利便性の向上に資することを目的としたカードでございます。マイナンバーカードの取得は義務ではなく、任意でございますので、保険証との連携など関連するものの申し込みについては、御本人の意に反して強制するものではないと認識をしております

また、マイナンバーカード申請・交付に係る事務は、法定受託事務であり、法にのっとり必要な事務を進めておりますが、報道されているようなトラブルなど、町民に不利益が生じる事案等があった場合は、国と協議を行いながら対応してまいりたいと考えております。

マイナンバーカードをめぐるトラブルが相次いでいることについて、町民に安全性や信頼性の面で不安があってはならないと考えておりますので、今後の状況を見極めながら、町民の皆様に情報提供をするとともに、関連事業の推進に当たりましては、慎重に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を願います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） さて、質問の核心にちょっと入りたいと思います。

実は、個人情報保護の関係も協議会でいくつか議論になりました。こ

のときにですね、特に議会としては、議員同士で議論のやり取りっていう、深い議論のやり取りはなかったように記憶しております、我々の学習能力も配布された書類に限られているというようなことでございます。

二つだけここで確認したいんですが、町長はこれから年明けにかけて、職員を動員して、日曜や夜も含めて、マイナンバーカードの取得を勧奨というか、奨励して、オフトークというか、災害無線そのほかで、町の業務として行いました。一部にですね、交付金にこの作業が算入されるんだという話がありました。それは一生懸命やって%上げたほうがいいだろうという、議会でも雑談の中でそういう会話が出されているということですね。でも、ほかの町村の町村長にお会いしたときも、蘭越には蘭越のやり方があるからというようなことで現に言葉を濁していました。70%台行ったり来たりの数値の町村がほとんどで、蘭越町86%ということでございます。私はですね、国の委託事務でありながら、蘭越の職員を動員して、半ば強制っていうのはちょっと言い過ぎかも知れませんが、町長が一生懸命なってやると、これは特別交付税に算入されたのかどうかですね、そのところをまず伺いたいと思います。交付税にも算入されているんだということで、数字に色がついてははっきりわかりますというのであればね、これは大いに問題があることですよね。町村は独自の政策と独自のやり方でできる自治体というのは、そういうことです。国の政策の下働きではないというふうに、私は思っているんですよ。そのこのところ、交付金で措置されたのかどうかですね、町の持出しでやったのかどうか。それでも矛盾があるわけですね。国の事業に対して無償で協力したのかということになってくるわけですよ。だからそのこのところ、ちょっと整理整頓を私もしたいものですから、まず第一点。

それからもう一つですね、健康保険証との紐付けは、義務ではないと言うんですが、その義務ではないって言っても、任意で応じた人のデータっていうのはね、ありとあらゆる国家資格も含めて、全てのデータと同じように、健康保険証を同じに扱うっていうことはできないようになってるはずなんです。健康保険証や災害そのほかで、本当に限られた健康保険証などは、医療データなどは制限されてるはずなんです。だからこれを紐付けして半ば義務化して、そういう資格証なるもので実施するっていうのは、非常にね、問題があるというふうに思っております、ビッグデータとして、製薬会社そのほか個人情報を提供するの

がね、許可制であっても何でも、本人同意なしにそういうことをされるということ、可能性だってあるわけですね。合わせて言えばですね、例えば、蘭越の診療所で診察した薬剤情報だとか診察情報っていうのは、私は絶対漏れてはならないと。私の病歴や診察記録がよそに漏れて、第三者に見られるっていうのは、私はやっぱり命の次に自分の権利、権限が侵されたっていうやっぱり自らの尊厳すら侵されたという、やっぱりそういう捉え方をしますよね。だからそういう点では、今、それが二つ目です。

三つ目の質問あります。三つ目の質問なんですが、ちょっと失礼、ど忘れ。二つまず伺います。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の御質問にお答えします。

マイナンバーカードの事務等が特交に参入されているかということの御質問だと思うんですが、去年、平成4年度の特別交付税のルール分並びに特殊財政事情の中には、算入は、今のうちの持っている資料の中では算入されてないというふうに認識をしております。ただ、事務に関しては、いろんなマイナンバー制度に係る交付金事業で国から交付をされておりますので、それに係る事務、そういうものについては対応をしてきていると、国からの直接の交付金、特交ではなく、事務に関する交付金に関して活用して行っているということで、それは御理解願いたいというふうに思っております。

それと、2点目の義務化のことという、データ漏えいとともにも保険証と紐付けしてることによる義務化ではないかというようなことだと思うんですが、あくまでもマイナンバーカードについては、個人申請する、そして紐付けをするというようなことは、個人のきちっと確認を取った部分の中で、本町についてはまず行っているということを御理解願いたいと思いますし、政府のほうは、その保険証等を紐付けするっていうことについては、非常に今以上に便利になるっていう、利便性の向上があるということをよく報道並びにそういう中でおっしゃっていると思います。非常に患者が医療機関と、診療情報とか薬事情報を共有する、そのことによって正確でより良い医療を受けられ、投薬の重複を避けること、そういうことができるから、非常に利便性につながるんだというようなこ

とおっしゃっておりますが、他方ではですね、今はそういう部分の中から、いろんなトラブルが発生してきているというのが現状でございます。各、いろんな政府の部分の中では、このまま進める、そしてさらにはもう一度見直すべきではないかと、いろんなそういう議論がされておりますが、やはり私としてはマイナンバーカードをめぐるのは、デジタル社会の基盤となるから、信頼性の確保というか、これをきちっとしないとならないっていうふうなことは考えているところでございます。そのために、今後においては、今は蘭越町の中ではそういう大きなトラブルとか、そういうのはありませんが、まず、町民の方がこのデジタル化に進む、そのことによって、安全安心の確保、安心安全なんだということをきちっと、やはり国からもですね、そういうような指導なり、いろんな情報を流してもらって、国民に理解をして進めていかなければならないっていうふうには、今、いろんなトラブルが出てきている部分の中では、私なりに感じているところでございます。

そのようなことですから、きちっと町民の方にはそういう説明をしながら、そして町民の合意のもとにこれからも事務を進めてまいりたいなというふうには考えておりますが、そんないろんな情報が出てくる、トラブルが出てくる、そういうものに関しては、きちっと国からの情報を入手しながら、そのトラブルの原因が、今は入力ミスとか、ヒューマンエラーという、そういうような部分ありますが、ほかにいろんなものが出てきているような部分であれば、町民に不利益を与える、そんなようなことがあれば、私は国に対して、いろんな部分で申し出をする、さらには、今、全国知事会のほうでは、今の問題に対して、国に要請文を送っているとかですね、そういうようなこともお聞きしておりますので、状況に応じて対応してまいりたいなというふうに考えております。御理解ください。

○議長（熊谷雅幸） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） ヒューマンエラーであると、もしくは、その一種としてケアレスミスって言いますかね、不注意による担当者のミスということであっても、間違いは間違いないですよ。この間違いがね、どうやって発見されるのかっていうと、本人から申告がないと発見されないっていうんですよね。よそから検索して、この人間間違いなかったってこと

はやれないって言うんですよね。蘭越では、窓口で一応、何かこれおかしいんだけど違うんじゃないだろうかって言って、申告者があって、初めて総務課の一部署でもって、国に報告したり、自分たちで調査、検査したりするっていう、そういう仕事の手順がそういうふうになってきてると言うんですよね。だから、例えば旅券取ったと、番号が違っていると、旅行に行くときまでわかんないですよね。これは、チェックをきちんとする、そういうことがまず一番大事だと。それから医療機関であれば、これはもう決定的にこれ間違いだわって、とりあえず10割負担してくださいということのないようにね、やっぱり今、国ではそういういろんな想定されるいろんなことをやってると思うんですけど、蘭越でないというのは、やっぱり職員の皆さんと、関係者の皆さんのやっぱりね、仕事の水準だと思うんですよ。これ人数、絶対数の蘭越の人口を超えることはないわけですから、ですから、ありとあらゆるね、私の身内でもしょっちゅう外国行く人がおましてね、カード、今時カードを否定したらね、外国行けないよというぐらい一般的なツールになってるって言うんですよね。でも、セキュリティはどうなのって言ったら、セキュリティの話を、とにかく今、調査することが大事で、とりあえず、推進するのをとりあえずストップしてくれっていう国会の議論なんかも、そういうところ言ってるみたいですけど、私もとりあえず、町長にそういう立場に立てないかどうかですね、町長の答弁をお願いできればというふうに思っています。

それから、特別交付税で措置は、蘭越の職員の人件費そのほかについては特別交付税で措置されないんだ、されてなかったんだとは言うけど、補助金は国のほかの政策の、この関連の政策っていうのは、蘭越町は%を一生懸命上げてきたから偏差値をつけて、前のカードの不用率が高いから、この補助金は余計上げますよっていう制度が実際にはあるんですか、これは国が交付金を鉛筆なめるっていうやり方でもって交付するそういうもんなんでしょうか。そこのところをもう一つお願いしたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の御質問にお答えします。

まず一点目なんですが、国では岸田首相から個人情報保護と国民の信頼性が前提で、今回のいろんな問題については重く受けとめているとい

う答弁をしておりますし、全て関連するところを調査をして進めるというお話をしております。町のほうでこれまで交付したその部分の中では、申請者の方からいろんなトラブルが現在はないということで、そういうものがチェックとかそういう体制が再度できるのかどうかというのは、ちょっと今、内部のほうで打合わせしないとならない部分ですが、現在のところはそういう大きなトラブルもないし、それぞれ確認行為をしながら行ってきてますので、私は大丈夫ではないかなというふうに思ってますが、国と同じように、国でも大丈夫だって言って、こういうような出てきてる部分があるので、十分ですね、いろんな国の情報とかを対応しながら、検討してまいりたいというふうには考えているところです。

それと2点目の交付、いろんな交付金の関係でございますが、はっきりした部分は言えませんが、国のほうとしてはマイナンバーカードの関連する、そういう部分に関して、地方交付税の中で措置をするというふうなことのお話はされてますが、その詳しい内容については、まだはっきりですね、示されていないのが現状でございます。ですから、通常であれば、単位費用があって、それにいろんな人口とかそういうものをかけて、交付税の算定ができていくんですが、その分については、何の費目で、どのようなかたちで入ってくるのか、そのへんのところは、今のところははっきりしてませんので、今、普通交付税に算入される見込みであるということで御理解願えればというふうに思ってます。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） どうも町長、答弁明快でないんですよね。

2か月か3か月にわたって夜勤をしたり、それから町内出張、夜勤になると思うんですが、夜、町内出張したり、休日出勤したりっていうのは、数百万の予算、人件費、上積みで済むと思うんですが、問題はその金額ではないんですよね。お金の趣旨なんですよ。国の政策を推進するために町の職員が動員されてね、夜、夜中働かなきゃならないっていうこと自体さ、今、これマイナンバーカードの政策が実施されるのにスムーズにいけば、みんな国民全員支えていくと、問題はないとしても、それにしてもですね、国の委託事務でありながら、財源ははっきりしないことで職員を使っただけっていうね、そういうことになりはしないかということですよ。



それともう一つね、会計単年度の原則っていうのは、私は議員になりたての頃、勉強した覚えがあるんですが、さかのぼってね、過去の年度の予算をつけるなんていうね、そういうさ、交付金で来るんだっていう、そういうことが果たして可能なのかどうかですね、その場限りでいろんなことを、町長、失礼ですけど、おっしゃいますけども、そういう簡単なもんなんだろうかと。私は、今の政策にマイナンバーカードを推進したいという町長の思いは十分わかりますけども、やっぱりほかの町村が蘭越のようにやらなかった、二の足を踏まなかったっていう、そういうことはね、なぜそうなのかっていうことですよ。国の政策、どうもうさんくさいと。言い方はちょっとまずいかもわかんないんですが、どうも没入できないと推進に。そういうやっぱりね、ところがあったんじゃないかというふうに思うんですが、町長、もう一回、お願いします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の御質問にお答えします。

あくまでも、マイナンバーカードは国が進めているという、その事務の法定受託事務として、町村で職員共々事務を行ってきております。それで、昨年度も補正予算で上程をさせていただきましたが、きちっとマイナンバーカードの交付事務補助金というものが国から交付をされておりまして、それに対して、事務を行うための時間外とか、そういうものを充当して行っているということで、そういう意味で、私は交付金をいただいているというふうに申し述べましたので、御理解を願いたいというふうに思っております。

それと併せて、あくまでも町としては、国が進める事務に対して、法定受託事務として職員が努力でこれまで進めてきてくれているというふうに私は理解をしております。そこに格差をつけるとか、そういうような部分っていうのは、国のほうからいけばですね、交付税に算入されるというふうに思っていますが、それぞれ町村として、いろんな事業を行う部分に当たって、職員の皆さんが町民の利益になる、そういう部分の中で、実は今回、マイナンバーカードの部分についても、事業を推進するために頑張っていたというふうに、私も理解してるし、それが今、いろんなトラブルになってきてますが、そのことはきちっと国からの情報を受けながらね、さらにそこで見直しをかけたり、そういう事務が発生した、

来る場合は、きちっと対応していきたいというふうに考えております。あくまでも、私どもとしては、町単独ではなく、国が行うそういう事務に対して町村の職員と共々ですね、職員がみんな頑張っ、その事業を推進してくれてるというふうに、御理解をいただきたいなというふうに思っています。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） もう一回。最後です。

町長、今、法定受託事務だから、歳入で補助金としてみれるんだというふうに言ってますよね。しかし、私は特別交付税で、議員の中でも特別交付税、特別交付税で算入されるから、職員も一生懸命にならざるを得ないんだと、数字を上げる必要があるんだっていう、そういう会話がなされていたという、ではそれは特別交付税ではないですよ。そのところちょっとはっきり。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） もう一度繰り返しますが、事務に関しては、マイナンバーカード交付事務補助金というものを、国のほうから交付をされておりまして、これに充当しているのが、時間外手当というかたちで、昨年、議会のほうに補正予算を提出させていただいてるということで御理解願いたいと思います。

特別交付税という部分については、12月に交付されるルール分という部分と、3月に交付される特殊財政事情という部分の中で交付をされてくる部分があります。その特殊財政事情の部分については、本町についてはかなりの金額が交付されておりますが、その内容については、きちんとかうだこうだっていうものは、詳細については、非常に不明だと、わからない状況にありますので、そこには明確にマイナンバーカードの率によって、これが入ってきてるというようなことはないということで、御理解を願いたいというふうに思います。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

これをもって、柳谷議員の質問を終わります。

次に、10番永井議員、質問席へ着席願います。

10番永井議員。

○10番（永井浩） 私は二つほど、2点ほどですね、質問させていただきます。

スマート農業のことについてはアバウトな質問だったんで、答弁書作るのが大変だったと思います。大変申し訳ありません。もっと詳しく書けば良かったのですが、まずはすみません。スマート農業、有機栽培の取組についてということで質問させていただきます。

私の質問って、大体、これをしなさいとかじゃなくて、あくまでも、こうしたらどうですかっていう質問になると思いますので、よろしく願いします。

これから農業経営、生産の効率化や労働の軽減化のため、スマート農業が提唱され、様々な研究がなされております。

現在、北海道においては、酪農地帯を果たす自体が取組みやすいのか、先駆けて実験研究がなされております。本町においては、水稻、お米が主の農業です。

ネット等で調べても、水稻地域での実験の例をあまり見ません。特徴のある農業地域、また、今後の農業経営のためにも、特区のような地域指定のようなものがあれば、手を挙げてはどうでしょうかという話でありまして、また、有機栽培が提唱されていますが、他の地域より遅れているとも思います。他の地域とのブランド格差をつけるためにも、今後どのような政策を行うのか伺います。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員のスマート農業・有機栽培の取組についての御質問にお答えします。

本町においては、農業者の高齢化、農家戸数の減少に伴い、一戸当たりの耕作面積の増加が進んでおります。議員御指摘のとおり、スマート農業が農業経営・生産の効率化や労働力の軽減に有効なものとして、私も認識をしているところでございます。

酪農地帯や畑作地帯で先駆けてスマート農業の実験研究がなされ、水稻地域での実験の例を見ないとの御質問でございますが、農林水産省の

特別の機関である農林水産技術会議が展開しているスマート農業実証プロジェクトの令和元年度から4年度までの全国における採択状況、205件の採択中、水稲が46件、その割合は22%となっている状況でございます。

町内のスマート農業の現状でございますが、トラクターや田植機のガイダンス・自動操舵システム、ドローンによる防除・肥料散布など水田や畑、ハウスでICT機器により様々な作業で活用されている状況でございます。

特に、トラクターや田植機のガイダンス・自動操舵システムは、衛星からの位置情報とホクレン所有のRTK基地局から補正信号を受信し、高精度の位置情報により田植作業の自動化が進んでおります。

町のスマート農業のこれまでの取組状況ですが、役場農林水産課が事務局となり、令和元年に蘭越町ICT活用協議会を立ち上げて活動を行っております。

その後、農業者自らが積極的に推進してもらうこととして、令和3年2月に町内農業者に事務局を移管し、町はオブザーバーになって活動が進められ、現在に至っております。

また、今年3月に、ホクレンや通信機器メーカーを招き、20名ほどが参加して研修会を開催したと同っております。

特色のある農業地域、また今後の農業経営のためにも、特区のような地域指定に手を挙げてはどうかとの御質問でございますが、例えば、農林水産省が農林水産業の生産力向上と持続可能の向上を目指し、2021年5月に策定した食糧生産の方針である、みどりの食料システム戦略は、各地域の状況に応じ、資材・エネルギー調達から農林水産物の生産流通消費に至るまでの環境負荷低減と、持続的発展に向けた地域ぐるみの取組として、モデル的先進地区の創出を支援することになっております。

町としても、この施策について、農業者に情報提供しながら、農業者からのモデル地区として事業を行いたい旨の要望等がございましたら、指定採択に向け推進してまいりたいと考えているところです。

次に、有機栽培についての御質問ですが、有機農業とは、有機農業の推進に関する法律において、科学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産方法を用いて行われる農業というふうに、定義をされているところです。JAS法に

基づき登録認証機関が検査し、適合した生産が行われていると認証された事業者だけが有機JASマークを使用することができます。

町内では農業者で構成するやすらぎと癒しの里、41会員が環境保全型農業直接支払の交付を受けて、環境保全型農業を推進しておりますが、そのメニューの一つとして有機農業の取組があります。

町内の現状ですが、有機JASの認証は、畑で取得済が1件、水稻で取得済が1件、認証を受けるための2年間の準備を始めた会員が1件と伺っております。

有機農業は、環境に配慮して安心安全な農産物を生産する取組であり、世界的な農業生産の流れから、決しておろそかにできないと、私も認識をしているところでございます。

しかし、その一方で、大変厳しい認証の基準があり、手間や収量の減が伴い、簡単なものではないと伺っているところです。

そのような困難に、果敢に挑戦する農業者が我が町におられることは、良食味のブランド米らんこし米の生産地として大変心強いと同時に敬意を表する次第でございます。

いずれにしても、町として、スマート農業・有機農業の重要性を認識しながら、関係機関と連携して、農業者の判断材料となる情報を提供しながら、取組に対する支援等を検討してまいりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 永井議員。

○10番（永井浩） ありがとうございます。

蘭越町はドローンの講習会費とか、いろいろ先進技術にですね、敏感に对应していて、それぞれ施策してることは承知しておりますし、またスマート農業の基盤となるのは、やっぱり基盤整備事業、これも蘭越町はととてもですね、進んでいるなと感じているところでありますが、例えば、今、農林水産省21年の資料なんてあると、もうこの21年に出してるってことは、21年前の展開としてですね、例えば、弘前では弘前大学とクボタさんとかそういう農業機械屋さんですね、もう既にその研究をなしてて、それもある程度、達成されてて、その地域では。そして全国展開している。いろいろ慶応義塾大学と何々について研究したと、立命館大学と農機具屋さんといろいろやって、キャベツの採るのを楽にした

とか、AIで採るようにしたとか、これ全てもう、今、実用化されてる、すなわち、研究っていうのはもう何年も、5年も10年前から始まっているわけで、そういうのを誘致できないものか、これからまだまだスマート農業はどんどんどんどん変化していくと思います。こないだ、というのもですね、先般、全道の議長会があったときの議長から資料いただいたんですけど、その研究議題もですね、経歴、農林水産省の事務次官やられた方の我が国の農林水産業の現状と、トップページにこれ全部、全てスマート農業、各農林水産のスマート農業のですね、実態の講義だったということでした。やはり敏感にですね、やっていかないと、例えば、今、これで完成された農業機、今、町長も言われたような、例えば、トラクターだとか田植え機だとか何とかっていうのは、今、買わなきゃなんないんですよ。新しい技術を買わなきゃなんない。そうすると、今、こないだもちょっと見させてもらったんですけど、田植え機が、例えば、もうほとんど運転者がいないような状況でも動くとか、もう600万とかなんぼとか、もうすごい価格なんですよ。それで今、ある農家では合鴨農法なんていうのがありましたけど、鴨の代わりにですね、機械がうわーって泥を巻き上げてですね、光が行かないようにすると、これどここの何、メーカーさんと農業者が実験してるという感じです。そういう水位調節はやってるんですけども、研究もやってるんですけど、そういうのをどんどんどんどんやって、先にやっていくとですね、自己負担率もどんどんどんどん下がっていくと思うんですよ。そういうのをどんどんどんどん、なんか推奨してですね、これは今度あれですね、役場の役割だと思うんですけど、いろんな大学とかそういう研究機関にですね、我が町で研究させてもらえませんかとかっていう、手を挙げていくっていうことが非常に大事だと思います。この間、ちょっと政治家のですね、レクチャーを受けたときにですね、今、再生エネルギー、例えば、風力発電で蘭越町ありますけども、風力発電で電気を起こす、それを蓄電する、蓄電したやつを、今、都会に全部電気を送るんじゃなくて、地域に還元するためにもですね、それで、酸素、水をですね、全体で水素と酸素に分けて、その水素でトラクターとか農業機械を動かそうじゃないかっていう構想も出ています。そういうのにですね、どんどんどんどん敏感にですね、食らいついてってやっていかないと、ますます何かちょっと時代についていけないとか、敏感にですね、もう完成されて、ものすごい高い機械をどんどんどんどん買っていかなきゃならないような状況に

なると思うんですね。というのもですね、昭和30年代には118キロぐらいかな。一家庭で食べてたのが、今現在、令和2年で58キロ、約半分以下なんです。この半分以下まだまだ減ると思うんです。この減るお米にですね、何とからんこし米というのはどんどんどんどん食い込んでいかない状況になる。それはもう、そういうような研究とかの舞台を蘭越につけて付加価値をつけていく、併せて有機農業を、なぜ、あの質問に入れたかと言いますとですね、やっぱり安全性っていう面の付加価値も一緒につけていかないと、お米の生産ってのは大変だと思うんです。というのもですね、ここに日本人のお米離れが進んでる、お米の消費拡大のために行われてる取組の紹介ってのはこれも農林水産関係なんですけども、今、言った様々な消費拡大、いろんなもの食べるとかなんとかあるんですけども、やっぱり出てくるのは、安全性なんです。食品の安全性なんです。それと、スマート農法によるスマートな農業で育てたスマートな食品というかたちで書いてるんですね。そのへん併せて考えていかなければ、前回の議会のときもちょっと質問させてもらったんですけど、らんこし米、全国でも好評です。でも、蘭越で生まれた米だかららんこし米じゃなくて、蘭越で生まれたおいしい米がらんこし米だという認識を持たないと、淘汰されていくような気がします。先般、私、港の道の駅に、ちょっとふらっとしてたらですね、休んでたら、偶然だったんですけど、ある御夫婦が来ました。らんこし米見て、あら4,000円もする。北海道の米がって言われて、私食べてるのは、コシヒカリ3,500円なのよとかって話、3,500円のコシヒカリ食べてるほうがいかなものかと思うんですけども、やっぱり4,000円で高いって言われるようじゃやっぱり駄目だと思うんです。それは認知がやっぱり足りないと思うんです。そういう面で併せて、やっぱりクリーン農法と安全な食味というのもですね、すいませんね。長くなって。令和2年の、2年までの町長の執行方針には、イエス・クリーン米とか特別栽培米とかっていう言葉が出てくるんですけど、3年以降出てこないんですよ。これは政策が変わったのかどうかわからないんですけども、今、やっぱり他町村のお米がですね、有機栽培で作りましたとか何とかってもう蘭越町のブランドよりも、どんどんどんどん付加価値をつけて、もう蘭越町抜こうぜっていう意気込みでいると思うんです。だから、何となく、らんこし米にあぐらをかきちゃいけないなって思うので、こういう質問をさせていただきました。

よろしく申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員の御質問にお答えいたします。

いろいろ議員がおっしゃってる、大学とのいろいろな連携とかですね、さらにはクリーン農業を今後どう進めていくかというようなことも含めてなんですが、現在、水上地区において令和3年から7年度まで、水稻の省力栽培技術の導入ということで、普及センター、その部分が主となって、ドローンによって、少量の散布除草剤の実証、これを行っている状況にあります。これは令和7年度までですから、そういうのを実際に蘭越でも行って、それによっていろいろな農業の方にですね、進めていくということで、今、その情報を生産者の方にもいろいろな部分でお知らせしながら、スマート農業の推進に図っていければというのの一つ。

それと、実は、昨年ですね、北海道経産省のほうの事業の中で、地域ブランド確立促進支援事業っていう、その事業を採択をいただいて、蘭越の観光物産協会、さらには、道のはまなす財団、そこが事務局となって、観光物産協会、生産者、JA、町内の米穀の流通業者、商工会、HAL財団、役場職員、そこのいろいろな業種の方々が集まって、これからの蘭越のブランド米をどうしていくかというような部分の中で協議を5回ほどしていただいて、そして、その中で、最後、その弁理士の今金農協の職員とか、東川町の職員が来てですね、知財としてのブランド化とか、地域団体商標、GIとか、米と町のブランド力の向上、これについて、今後さらにまとめながら進めていったらいいという、そういう提言をいただいたんです。私は今、何を言いたいかっていうと、それを引き続いて、実は経産省の事業が終わったんですが、そういう団体をいろいろ入れて、蘭越のブランド化、そういうものを進めていくために、この協議会を設立、継続して設立しながら進めていってほしいというのは、担当課のほうに、実は、話をしております。いろいろな方々の知恵をいただきながら、今、らんこし米は、非常に安全安心でおいしいというふうに言われてますが、それをさらにステップアップさせる、いろいろな部分の手法を検討する、これは進めるよう指示をしているところでございます。

それと併せて、実は、昨年の9月に永井議員のほうから、らんこし米の地域団体商標の、実は、お話をいただいて、町が事業主体となって行うの



は難しいっていう答弁をさせていただきました。実際には、各種いろんなところで地域団体商標を取ってる部分の中では、JAが中心となって取っている部分があるので、町が主体となってやるのは難しいという部分で答弁させていただいて、その後、何とか違う道筋がないかというような部分で、担当のほうにも検討するように指示を出したんですが、町は申請者にはなれないんですが、経産省のほうから、一定の要件を満たせば一般の社団法人でも、そういう地域商標登録はできるというような話をいただいて、それを今、検討させているところです。その中で、今、是非、その申請を前向きに検討しているのは蘭越の観光協会です。観光協会の中で地域商標登録が取れば、それは差別化っていうかたちの中で、かなりですね、らんこし米を含めたいろんなブランド化っていうものも、さらに推進を図ることができるというふうに考えております。ですから、今は非常に基盤というものを重要視しながら整備をしています。それに併せて、生産者の方の規模がどんどんどんどん確かに大きくなっていきますので、スマート農業の推進は引き続き行っていきたい。それと併せて、特色ある、そういう商標登録認証を受ければ、さらにもう一歩進んだらんこし米のブランド化というものが確立されていくんではないかというような部分で、今、担当等を含めながら、内部で協議して進めているという現状でございますので、いろんな推進状況によっては、また議会の常任委員会を含めて、御報告をさせていただきたいと思っております。御理解願います。

○議長（熊谷雅幸） 永井議員。

○10番（永井浩） ありがとうございます。

大変良いお話を聞かせていただきまして、ありがとうございます。

10年前の農業と今と、それから、これから10年後、20年後、もう過去10年見れば、こんなにいろんな作り方だとか、もうGPSでもう勝手に動いてるとか、そんなのも考えられなかったんですけども、またこれから、今、それが今、現実化になって、これからまた10年、20年とると、もう予想もできないような農業の生産の仕方になってるんじゃないかなと思いますので、そのへん敏感にですね、大変良い話、聞かせていただいたので、これからもですね、敏感に対応していただきたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 御質問にお答えします。

議員からも様々ないろんな提案、意見等もいただいておりますし、やはり、本町は農業を中心とした町という部分で、これからも推進を図っていききたい、それは私の政策でもありますし、今後、職員共々ですね、進めてまいりたいというふうに思っております。ただ、時代ってというのは、時間とともに、本当に早くスピード感を持って対応しないと、やはり、日本一のお米だ、らんこし米だ、そういうものが、もういろんなところから本当に抜かれてしまう、そういうような状況にありますので、農業者にもいろんな情報を提供しながら、生産者も本当に努力していただいておりますし、町としても情報や支援等も含めて、いろんな部分で、今後ともブランド力あるらんこし米というもののためにですね、努力してまいりたい。

それと併せて、一緒に農産物、いろんな畑作物も非常に良いものができておりますので、蘭越という、そういうブランドをですね、是非、高めたいというのと、今、らんこし米だけじゃなく、やはり、米の価格というのが、どうしても北海道米は低いんですね。まだまだ、先ほど議員からおっしゃったとおり、コシヒカリはなんぼで食べてるとか、そういう部分で、北海道米っていうのはまだまだ私は価格をもっと上がってもいいんじゃないかというふうに思ってますので、そのへんのところは、らんこし米、らんこし米というブランドをきちっと持ちながら、実は、倶知安であり、ニセコであり、非常に羊蹄という、そのの部分の中の米は良いものが、今、どんどんできていってるんです。そういうところも連携取りながら、きちっとJAようていとまた協議をさせていただきながらね、この羊蹄で育てている米というものは、非常に良いもので、やはりそこから上の方にですね、もう少し生産者の努力を含めて、米価の価格というか、そういうものの底上げをですね、何とか図ってほしいな、そんなような要請も含めて行ってまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

2項目目をお願いします。

○10番（永井浩） 二つ目です。

共生住宅とまちづくり、各政策の連携による商店街活性化について質問させていただきます。

統合蘭越診療所建設のために先送りとなった共生住宅建設は、今後、どのような展開なのか伺いたい。

過去にですね、コンパクトシティのお話をしましたが、今後の共生住宅のあり方と商店街のまちづくりについて、併せて伺います。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員の共生住宅とまちづくり、各政策の連携による商店街活性化についての御質問にお答えします。

はじめに、共生住宅建設に関する今後の展開についてですが、昨年年第4回定例会において、淀谷議員の旧蘭越診療所の跡地計画等についての御質問の中でお答えしておりますが、当初、統合診療所の所在地に建設を予定し、その後、旧蘭越診療所跡地に変更しておりました共生型施設については、JRの廃止に係る各施設施策を含めた包括的過程で、改めて検討させていただくこととしており、計画実施に向けた取組は、一旦休止することとしておρισまして、現段階では、特段、進展はありませんので、御理解をお願いいたします。

また、次のコンパクトシティに関しては、平成30年の第1回定例会で、議員より統合診療所・共生型施設建設計画から見た今後のまちづくりについての御質問をいただいておりますが、当時、私も限られた資源で、持続可能な社会を実現するためには、集落や施設の集約の検討は避けてはとれない課題ですが、他方では、自分の思うとおり暮らしの選択が自由にできるまちづくりが理想と考えるとお答えをしたところでございます。

現在においても、移動や買い物、公共施設へのアクセスなど、生活機能を市街地に集約し、持続可能な社会を創造できるコンパクトシティの推進は、本町においても取組を進めるべく喫緊の課題であると考えている一方で、先ほども申し上げたとおり、住み慣れた家や地域で生活を続けたいという、個人の選択の自由も尊重していかなければならないという思いもあるところでございます。

そのようなことから、地域から市街地までの地域の暮らしにおいて不

可欠な交通サービスの維持及び確保を図るため、地域公共交通活性化法に基づく地域公共交通計画の策定を進めているところでございます。

また、商店街活性化については、商業の活性化や市街地の整備を図るために、平成15年に蘭越町中心市街地活性化計画等を策定し、その計画等に基づき中心市街地の拠点となる、らぶちゃんホールや都市交流の拠点となる街の茶屋の整備など、中心市街地の回遊性の向上や賑わいに向けた街並み整備を行ってまいりました。

しかし、中心市街地が空洞化にある現状にあって、少子高齢化や消費生活の変化等に対応し、中心市街地における機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、平成15年に策定した蘭越町中心市街地活性化計画を、各団体、関係機関と協議をしながら、再度、見直しを検討する必要があると考えております。

そうして、その中で、並行在来線のバス転換に伴うJR駅舎、敷地の活用方法も含め、共生住宅の建設やコンパクトシティの推進、地域公共交通計画に基づく交通サービスとの接続など、町が進める各施策との連携も検討しながら、商店街のまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 永井議員。

○10番（永井浩） 高齢者の方々の話、例えば、自分の自宅に住みたいとか、そういう話が、お答えになったのはわかるんですけども、その後ですね、いろいろ話を聞くとですね、本当に自宅が重たいって言うてるんですね。ただ農家のほう、農家さんのほうから聞いたら、もうでっかい家にはあさん1人で、でっかい仏壇とでっかい玄関と、ね、大きい敷地で、もう除雪はしたくない、寒い、1人でいて、買い物もなんか行くの面倒くさくなったとか、もうなんかもう全部売り払って、娘の所に行こうかなとか、それから蘭越町の町に住んでる方、町に住んでる方、本当に中心市街地から200メートルぐらいしか離れてないところに住んでる、70代後半とか、70代中盤の方ですけど、もう自宅いらないと。例えば、もう街中にね、共生住宅でもできたら、売るか、例えば、共生住宅に入る家賃と、固定資産税ぐらい年間でそのくらいのお金で貸してでもいいから、もう自宅は持ちたくない。だから、言われたんですけど、高校卒業して、専門学校だ、就職だ、大学だって出て行く。70過ぎたらじいさんが不便

だから、じいさん、ばあさんが70だと、今度、高齢者がね、不便だから出て行く。だからダブルでいなくなっちゃうよ、この町。って言われたんすよね。全くそうだなと思いますね。私の家でも2人しか、あのでっかい所、2人しか住んでませんから、だんだんみんなそうなって、自宅売り払うか、貸して、どこかに行こう、便利な所。札幌でこういう話があるんです。若いときは無理してでも一戸建てに住んで子どもを育てます。それは、マンションとかで暮らしてたら、その子どもが騒いで、何かすることに気兼ねなく住めるから。そして、60過ぎたら、その自宅を売ってマンションに入りましょうと。こういう話が都会ではある。確かにそう、そのほうが便利ですよ。めちゃくちゃ便利だと思います。それが、蘭越が起りうるんですよっていうことです。田舎でも。確かに、この住み慣れた家、住み慣れた町はすごくいいんですけども、誠に老体には難しい。そしてですね、街の中に、共生、本当に街のど真ん中ですよ。それこそ今の町長が言われた、らぶちゃんホールの前でもね、だーっともう買ってしまっあそこにどんと建ててしまう。その中にですね、例えばですよ、そこに住まわってる70代でも若い方々に、あのカフェでも作ってもらって、そこで交流をするのにね、カフェの店員やってもらって、何かしてもらおうと。またですね、蘭越にね、氷の上に魚載ってる魚屋さんってもう、無くなってからもう10年近くなるんですよ。そういうの一角テナントとしてね、例えば、元気でやってる魚屋さんね、1週間当たり3回ずつとか、3日ずつとかって交代、交代でやってもらおうとか、そうすると、車で来てるだけで5、6人のお母さん方がその車を囲んで交流活動をしている。ましてやそのカフェにですね、曲子さんの絵でも飾ってね、やっていると、なんか各課の仕事がそこで集約できるんじゃないかなと思うんです。先ほど、金安議員のですね、質問にもありましたけども、多様な方々が住まわれる共生住宅のこの効果ってというのが、本当に素晴らしい発見が次々と出てくる。だから本当に、中途半端じゃなくて、本当に町の中で行われるってことが一番大事なことだと思うんです。そういうことでですね、どんどんどんどんそういうことを、絵に描いた餅じゃなくて、創造して、どんどんどんどん新しいものを作っていく、既存のものはもうしゃあないんだって思うんじゃないかと、何か新しいものを作っていく。例えば既存のものをお話すればですね、診療所、旧診療所、解体に前回、1億5,000万ぐらいかかると、アスベスト対策も必要だからという話を伺いました。これ、アスベストを封じ込めて、あそこを蘭越高校の寮にし

たらどうですか。改造して。そして、例えば新しく、例えばどこかと言ってますよね。女子野球部を、北海道にまだ2校しかないから、それを誘致するだとか、それは道立高校のまんまでいいんだもん。グラウンドと。うちらは何をするかったら、そういう子ども達たちが来る施設を造ってあげればいいだけの話なんです。そうすれば、改装費なんて解体するのに1億5,000万あったら、改装するだけで1億5,000万ぐらいで十分できるんじゃないかと思います。また、そこに蘭越高校の生徒を入れてですね、そこを蘭越高校専用の塾にして、進学校にするからいい子来てくれませんかというふうにやってもいいと。だから、寮とか造るんじゃないくて、そういう蘭越にあるものを再活用して、長寿命化してどんどんどんどん新しいものをやってくってという発想で、新しいですね、共生住宅とまちづくりと、全てを持ち合わせて、蘭越町の問題も全てをひっくるめた政策をこれからやっていく必要があるんじゃないかなと思って、こういう質問をさせていただきました。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員の御質問にお答えします。

議員からいろいろ御意見等を出していただきました。そのような事業を私は進めるためにも、単発、単発で共生型住宅をどこにするとか、地域交通をどうする、そういうものを単発するのではなく、やはり中心市街地をきちっと活性化をするためにもですね、いろんな共生型住宅とか、今、15年に策定した中心市街地の整備の事業として、13の事業があったり、商工業の活性化のためには18の事業って、これ計画して、計画書にあるんですね。それがどこまでできて、まだできてないものはどういうことでできないのか、さらに、これからこういうことが必要でないのか、そういうものを含めた、きちっと私はこの計画書を、見直しを図って、そして事業推進を図っていくほうが、いろんな今、議員がおっしゃったアイデアも含めて、この中心市街地の整備のためには必要ではないかなっていうふうに考えているところでございます。そのために、実はこの中で今、内部でどのように進めるかという部分も検討しながら、町民の皆さんにも、新たに推進体制という部分の中の組織をきちっと作ってもらって、意見をもらってですね、整備計画を進めていく。これが、私は全体的な、先ほど議員がおっしゃってくれた、いろんなそういうことも

含めた部分の中の、今の町の中のこれからの進め方には、これを活用してやっていくほうが、スピード感あって良いのではないかなっていうふうなかたちで、今、内部で検討しているところでございますので、御理解をいただければというふうに考えております。

○議長（熊谷雅幸） 永井議員。

○10番（永井浩） いろんな項目があって、それを一つずつやっていくのもいいんですけど、一つずつやっていくと、あっちに建って、こっちに建って、こっちに建って、こっちに建ってなっちゃうので、こういうのをどんともうやっちゃって、その一つの施設で全てをやれるような事業展開というのを考えていかないと、曲子さんの絵だって宙ぶらりんになって貯蔵庫で終わっちゃうのか、見れるような施設があるのか、それ見れるような場ができるのか。これだってすごい大事なことだと思うんですよ。もう大変な人なんです。勉強すれば勉強するほど、よくぞ蘭越町からそういう人が出たなっていうぐらいの人が、せっかくなものですから、全てのそういうことですな、集約したものを、やっぱり中心地、市街地どんと全て作って、いろんなコンセプトを持ったものが一つ出来上がって、大きなコンセプトになって、蘭越町の活性化につなげるということを考えてってもらいたいと思います。これ、回答もらえませんが、もらおうと思いませんが、そういうことを考えているんで、ちょっと皆さん、一緒に考えてくれませんかという話なので、そういうことが大事じゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 非常に今、二セコエリアってというのは、いろんな部分で活力あるという部分があって、新幹線の駅ができたり、高速道路ができたり、その部分で活力はあるんですが、ある一方で、そういう便利良くなっていくと、町の中っていうものが、なかなか疲弊していく、そういうようなこともあり得るので、きちっと町民の皆さんのいろんな意見を聞きながら、やっぱりうちの町に住んでて良かったし、安心安全なまちだなと思えるような、その中心市街地、特に蘭越の中心市街地の部分については、私はそういう部分の中では、大事な位置づけにあるなというふ

うに思っていますので、十分、その検討会を進めながら、きちっと計画を立てて、事業展開が図れるように図ってまいりたいというふうに考えております。御理解ください。

○議長（熊谷雅幸） 永井議員。

○10番（永井浩） 本当に若者も出て行く、高齢者も出て行くという町だけにはつukらないようにね、してもらいたいと思います。よろしく願います。終わります。ありがとうございました。

○議長（熊谷雅幸） これをもって、永井議員の質問を終わります。  
これにて、一般質問を終了いたします。  
ここで15分間、休憩します。  
再開は14時20分といたします。

---

○議長（熊谷雅幸） 再開いたします。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第5、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
金町長。

○町長（金秀行） ただいま上程されました、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、御説明を申し上げます。

先般、札幌法務局長から、蘭越町に置かれている人権擁護委員の田澤豊彦氏が、令和5年9月30日付で任期満了となることにより、後任者の推薦依頼がありましたので、候補者として再任することとして推薦いたしたく、町議会の意見を求めるものでございます。

田澤豊彦氏におかれましては、住所が蘭越町573番地2、昭和27年3月17日生まれの71歳であります。

現在、玉峰寺の住職を務められる傍ら、書道教室の開設、町内会長を長く努めておられました。

人格識見が高く、広く社会の実情にも精通しており、信望も厚く温かな方でございます。



平成29年10月1日、人権擁護委員に就任以来、積極的に人権擁護活動を行っていただいた方であり、今後も更なる活躍が期待されることから、再推薦をお願いするものでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略いたします。

これより、諮問第1号人権擁護委員の推薦つき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案に同意し、適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は原案に同意し、議会の意見は適任と認めることに決定いたしました。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第6、同意第1号から同意第15号まで、蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

金町長。

○町長（金秀行） ただいま一括上程されました、同意第1号から同意第15号蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、御説明をいたします。

農業委員会等に関する法律により、7月19日任期満了となります蘭越町農業委員会委員の選出方法は、町長による任命制であり、本年3月1日から同月30日までの期間において農業委員の募集を行いました。

募集人数15人に対して、推薦を受けた者14人、個人による応募1

人で定数と同数でしたが、町長は、推薦または応募に応じた委員の任命に当たり関係者からの意見の聴取、その他の任命過程の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講じるよう努めなければならないとされており、農業委員候補者については、農業委員会委員評価委員会を設置し、評価委員から候補者の評価に関する意見を求めることと規定をされております。

これにより、5月8日に蘭越町農業委員候補者評価委員会が開催され、農業に関して識見を有すると認められる者を含めた5名の委員により委員候補者の評価が行われまして、同日、農業委員会委員候補者評価委員会の川崎委員長から、候補者の活動履歴、農業経営の概要、経歴等を審査したところ、応募のあった委員候補者は、要件を満たしており、委員として適任との報告を受けたところでございます。

このことから、応募のありました候補者を蘭越町農業委員会委員として任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

参考資料①を御覧願います。

同意第1号は、蘭越町字水上203番地2、気田仁奈氏で、昭和48年12月6日生まれの49歳であります。

主な経歴等は、ようてい農業協同組合理事を1年務められており、ようてい農業協同組合からの推薦であります。

同意第2号は、蘭越町字三和454番地、西田和幸氏で、昭和49年1月6日生まれの49歳であります。

主な経歴等は、蘭越土地改良区理事を2年6か月務められており、三和三農事組合からの推薦であります。

同意第3号は、蘭越町字清水28番地13、吉田靖志氏で、昭和54年7月24日生まれの43歳であります。

主な経歴等は、農業委員を5年9か月務められており、清水地区農事組合からの推薦であります。

同意第4号は、蘭越町名駒町172番地、中村広氏で、昭和53年8月3日生まれの44歳であります。

主な経歴等は、JAようてい南瓜生産組合組合長を3年務められており、清水地区農事組合からの推薦であります。

同意第5号は、蘭越町字豊国51番地1、坂井明治氏で、昭和43年5月12日生まれの54歳であります。

主な経歴等は、全道直播協議会副会長を6年1か月務められており、

蘭越下農事組合からの推薦であります。

同意第6号は、蘭越町字共栄82番地、中井悟氏で、昭和32年3月15日生まれの66歳であります。

主な経歴等は、農業委員を26年9か月務められており、共栄農事組合からの推薦であります。

同意第7号は、蘭越町字富岡1074番地8、宮武正人氏で、昭和50年11月1日生まれの47歳であります。

主な経歴等は農業委員を2年9か月務められており、吉国地区町内会、三和1地区農事組合からの推薦であります。

同意第8号、蘭越町字大谷414番地、黒川利光氏で、昭和34年2月8日生まれの64歳であります。

主な経歴等は、蘭越土地改良区副理事長を11か月務められており、蘭越土地改良区からの推薦であります。

同意第9号、蘭越町字相生33番地31、西元道啓氏で、昭和40年3月15日生まれの58歳であります。

主な経歴等は、農業委員を17年9か月務められており、目名地区資源保全隊からの推薦であります。

同意第10号、蘭越町字田下76番地、安田伸二氏で、昭和42年5月15日生まれの55歳であります。

主な経歴等は、農業委員を11年9か月務められており、目名地区資源保全隊からの推薦であります。

同意第11号は、蘭越町字黄金14番地14、近藤一祝氏で、昭和27年1月19日生まれの71歳であります。

主な経歴等は、農業委員を14年9か月務められており、昆布地区農事協議会からの推薦であります。

同意第12号は、蘭越町字富岡277番地2、石井妙司氏で、昭和35年9月28日生まれの62歳であります。

主な経歴等は農業委員を2年9か月務められており、富岡農事組合からの推薦であります。

同意第13号は、蘭越町字淀川207番地、坂野幸夫氏で、昭和41年10月4日生まれの56歳です。

主な経歴等は、農業委員を5年9か月務められており、地域の農業者からの推薦であります。

同意第14号は、蘭越町字初田302番地、伊藤忠幸氏で、昭和38年

3月28日生まれの60歳であります。

主な経歴等は、農業委員を5年9か月務められており、初田地区農事組合からの推薦であります。

同意第15号は、蘭越町蘭越町269番地5、杉本峯一氏で、昭和29年1月8日生まれの69歳であります。

主な経歴等は、農業委員を5年9か月務められており、本人からの応募によるものです。

以上、応募のあった候補者を蘭越町農業委員会委員として任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略いたします。

これより、同意第1号蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決いたします。

お諮りいたします。

本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、同意第1号はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第2号蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決いたします。

お諮りいたします。

本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、同意第2号はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第3号蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、同意第3号はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第4号蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、同意第4号はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第5号蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、同意第5号はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第6号蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、同意第6号はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第7号蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、同意第7号はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第8号蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、同意第8号はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第9号蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、同意第9号はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第10号蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、同意第10号はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第11号蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、同意第 1 1 号はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第 1 2 号 蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、同意第 1 2 号はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第 1 3 号 蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、同意第 1 3 号はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第 1 4 号 蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、同意第 1 4 号はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第 1 5 号 蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、同意第 1 5 号はこれに同意することに決定いたしました。

○議長（富樫順悦） 日程第7、議案第1号示談の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第1号車両事故に係る示談の締結について、御説明いたします。

事故発生日時につきましては、令和5年4月6日、午前9時45分頃で、場所は蘭越駅前の駐車場でございます。

事故の概要ですが、町職員が公用車の軽トラックでございしますが、蘭越駅前駐車場から出発する際、バックして方向転換を行ったところ、十分な後方確認を怠り、駐車している車両の後方バンパー部分に接触したものです。

示談の内容ですが、駐車しておりました相手方車両に公用車側の不注意により接触したことから、相手方車両の現状復旧費21万535円全額を町が負担するものでございます。

なお、示談の相手方は、磯谷郡蘭越町字大谷295番地19、阿部久美子氏です。

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、示談の締結について議会の議決をお願いするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号示談の締結についてを採決いたします。



お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第8、議案第2号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第2号蘭越町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

この改正につきましては、本町直営の温泉施設においては、コロナ禍からの地域経済活動が正常化しつつ、客足の増加も期待できる状況の中で、将来の温泉経営を見据えた専門的な知識と経験を有したマネジメント業務等を行うフロントマネージャーの人材を確保するため、その職種・給与に関し所用の改正をお願いするものです。

それでは、参考資料②を御覧願います。

改正箇所は、アンダーラインを引いております。

別表第1の給料表の改正になりますが、3ページを御覧願います。

町立診療所薬剤師の次にフロントマネージャーの職種を新たに設け、その給料の月額を35万円以下と定めるものです。

なお、フロントマネージャーの職につきましては、蘭越町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第29条の規定により、職務の特殊性等を考慮し別に定めるものです。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和5年6月1日から適用するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(熊谷雅幸) 日程第9、議案第3号蘭越町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第4号蘭越町保育所設置管理条例の一部を改正する条例、議案第5号蘭越町認可外保育所設置条例の一部を改正する条例、議案第6号蘭越町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原住民福祉課長。

○住民福祉課長(福原明美) ただいま一括上程されました、議案第3号蘭越町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

この条例につきましては、令和5年4月1日、こども家庭庁が発足したため、主務大臣が変更となったことから、必要な改正を行うものでございます。

それでは、参考資料③の新旧対照表を御覧ください。

改正箇所にはアンダーラインを引いております。

こども家庭庁発足によりまして、主務大臣が変更となりましたので、第26条中、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。

つづきまして、議案第4号蘭越町保育所設置管理条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

この条例につきましても、令和5年4月1日こども家庭庁が発足し、主務大臣が変更となったことから、必要な改正を行うものでございます。

それでは、参考資料④の新旧対照表を御覧願います。

改正箇所にはアンダーラインを引いております。

こども家庭庁発足により、主務大臣が変更となりましたので、第3条中、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。

つづきまして、議案第5号蘭越町認可外保育所設置条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

この条例につきましては、昆布へき地保育所入所児童の増加による定員の変更と、令和5年4月1日、こども家庭庁が発足し、主務大臣が変更となったことから、必要な改正をお願いするものでございます。

それでは、参考資料⑤の新旧対照表を御覧願います。

改正箇所にはアンダーラインを引いております。

昆布へき地保育所の入所児童が増加していることから、第2条の表中、定員30人を35人に改めるものでございます。

また、こども家庭庁発足により、主務大臣が変更となったため、第3条中、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるものです。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。

つづきまして、議案第6号蘭越町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

この条例につきましては、こども家庭庁設置法施行に伴いまして、子ども・子育て支援法が改正されたことから、本町においても必要な改正を行うものでございます。

それでは、参考資料⑥の新旧対照表を御覧願います。

改正箇所はアンダーラインを引いております。

第4条第2項ただし書き及び各号、第6条第2項、2ページにまいります。同条第3項、第7条第2項、第8条、3ページにまいります。第13条第4項第3号中、第1項を削るものでございます。4ページを御覧ください。

第15条第1項第3号中、第25条の次に第1項を加え、同項第4号中、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めます。

第20条第4号、5ページにまいります。第35条各項、第36条各項、6ページにまいります。第37条第2項、7ページでございます。第39条第2項及び第40条第2項中、第1項を削るものでございます。8ページにまいります。

第44条中、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めます。

第51条第1項及び第2項、9ページにまいります。第52条第1項及び第2項、附則第4項、10ページでございます。附則第5項中、第1項を削るものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。

以上で、議案第3号から第6号まで、一括での説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をいただきますよう、お願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第3号蘭越町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第4号蘭越町保

育所設置管理条例の一部を改正する条例、議案第5号蘭越町認可外保育所設置条例の一部を改正する条例、議案第6号蘭越町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を一括議で採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第10、議案第7号蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第7号蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

今回の改正は、町営住宅のうち、単独浄化槽を設置している住棟を下水道に接続することに伴いまして、住宅使用料が変更となるため、改正をお願いするものです。

それでは参考資料により御説明いたします。参考資料⑦を御覧願います。

改正箇所は、アンダーラインを引いております。

新旧対照表の1ページ目の別表の一番下の段になります。平成3年度に建設いたしました第3団地の家賃の下限額2万1000円を1万9,700円に。また、2ページ目になります。上から2段目、平成4年度に建設いたしました第3団地の家賃の下限額2万1,900円を2万1,500円にそれぞれ改正するものです。

平成3年度及び平成4年度に建設いたしました蘭越高等学校グラウンド西側に位置します第3団地は、浄化槽により汚水処理をしておりましたが、6月から下水道に接続したことから住宅使用料を再算定した結果、下限額が変わるものです。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和5年6月1日から

適用するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第7号蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第11、議案第8号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第8号工事請負契約の締結について、御説明いたします。

本事案は、予定価格が5,000万円以上の工事請負契約であるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付すべき金額を定めた本町の条例に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

契約の目的は、宝橋橋りょう補修工事です。

契約の方法は、指名競争入札で、契約金額は消費税800万円を含む8,800万円です。

予定工期は、令和5年12月20日としております。

契約の相手方は、佐藤・増田経常建設共同企業体、代表者磯谷郡蘭越町蘭越町238番地、佐藤建設株式会社代表取締役小山茂則氏であります。

入札につきましては、契約相手方佐藤・増田経常建設共同企業体を含む4経常建設共同企業体を指名し、6月13日に執行いたしました。

次に、工事の概要について申し上げます。

参考資料⑧を御覧願います。

橋の側面図、平面図、断面図となっております。

平面図の下に記載してあります補修計画表の緑色の表示が、本年度の施工内容となっております。

本橋りょうは全長が240.5メートル、幅員9.15メートルのうち、歩道幅は1.5メートルとなっております。

本年度は、上段の側面図を御覧いただき、右側が三和側となります。第5径間の45メートルが施工箇所です。

主な工事内容は、橋桁の伸縮装置の取替、舗装工のほか、防護柵、照明設備の取替となります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番淀谷議員。

○3番（淀谷融） 3番淀谷です。

今の説明の中で、指名競争入札ということで、契約相手が佐藤・増田経常建設共同企業体他4経常建設共同体での実施ということで、5経常建設共同体で実施したと思うんですが、その4経常建設共同体の名前を教えてくださいませんか

○議長（熊谷雅幸） 北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） 契約相手方のほかに菅原・福嶋経常建設共同企業体、ナカジマ・石田経常建設共同企業体、志比川・日野経常建設共同企業体となっております。以上です。

○議長（熊谷雅幸） もう一度、お願いします。

○建設課長（北山誠一） 菅原・福嶋経常建設共同企業体、ナカジマ・石田経常建設共同企業体、志比川・日野経常建設共同企業体です。

○議長（熊谷雅幸） 3番淀谷議員。

○3番（淀谷融） はい。わかりました。

それで、経常建設共同体ということで、一つのその共同体組んでるんですけども、この事業に対して、経常建設共同体とする場合に、町でなんぼ金額がいくら以上の部分については、経常建設企業体に入札するとか、指名するとか、そのようなルールというのはあるのか。ちょっとそのへん、ちょっとお伺いしたいんですけど。

○議長（熊谷雅幸） 北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） 経常建設共同企業体の場合の金額に、金額は基準では定めておりません。その中で、経常建設共同企業体の申請があつてですね、うちのほうで審査しまして、企業体が、企業体で大丈夫だということで審査して、その上ですね、あとは入札の関わる基準ですか、入札指名参加基準がありまして、そちらのほうの金額で業者のほうを指名させていただいております。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 3番淀谷議員。

○3番（淀谷融） 参加資格も含めて、その基準ルールはないということで、先ほど言った、参加基準ということであるんですけども、その基準って、何て言うの。2社が建設共同体にするとAランク、Bランク、Cランクっていう部分であって、その部分で発注する金額が決まってると思う



んですけども、この部分については、それらの、何て言うのかな。金額に値する建設企業体ということで理解してよろしいですか。

○議長（熊谷雅幸） 北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） 申請が上がってきて、うちのほうで基準に基づいて審査した結果、その工事、工事なんですけど、Aランクということで、Aランクという企業体でということで、指名させていただいておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） ちょっと教えてほしいんですけども、この図面見て、何となく違和感を感じまして、何でこれ違和感を感じるかというと、実は、上流に向かって立面図、側面図っていうのは普通作るもんだと思うんですよ。上流に向かって。これ下流に向かって作ってるんですよ。これ、書類の様式としてどうなのかっていうのがあるんですが、まず、それが第一です。

それで、これ昨年やった名駒側の続き、橋の中央に向かって続いてやらないっていうのはどういう理由なんでしょうか。

この二つをお願いします。

○議長（熊谷雅幸） 北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） まず一点目でございます。うちのほうの表示の仕方なんですけど、上流側から下流に向かっての表示となっております。設計書は全ての上流から下流側に向かって表示することとしておりますので、そのへんよろしく願いいたします。

あと、工事の内容、去年の続きではやらないのかということなんですけど、ちょっとそのへん、いろいろ計画がございまして、計画もございまして、その中の内容の工事の施工の金額だとか、そういうのを勘案しながらですね、設計を進めておりまして、第1径間の後、第5径間、その後、

その中間の第2、第3、第4というふうにして工事の施工というふうに計画しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） そうですか。私の認識の違いかもわかりません。

実は、開発局の図面なんかを見ると、全部下流から上流を見た側面図だって記憶してるんですね。思い違いかどうか、ちょっと課題として、どっちでもいいと言ったらあれなんです、そういうことです。はい。

○議長（熊谷雅幸） 北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） 今の御質問の内容、ちょっとそのへん、うちのほうでも確認しまして、今後進めたいと思いますので、よろしく願いします。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第8号工事請負契約の締結についてを採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第12、議案第9号工事請負契約の締結

についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第9号工事請負契約の締結について御説明いたします。

本事案は、予定価格が5,000万円以上の工事請負契約であるため、地方自治法第、失礼しました。地方自治法及び本町の条例に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

契約の目的は、小南部橋橋りょう補修工事です。

契約の方法は、指名競争入札で、契約金額は消費税560万円を含む6,160万円であります。

予定工期は、令和6年2月28日としております。

契約の相手方は、磯谷郡蘭越町昆布町134番地48、株式会社菅原組代表取締役社長富田浩嗣氏であります。

入札については、契約相手方、株式会社菅原組を含む4業者を指名し、6月13日に執行しております。

次に工事の概要について申し上げます。

参考資料⑨を御覧願います。

橋の側面図、平面図、断面図となっております。

断面図の下に記載しております補修項目の緑色の表示が、本年度の施工内容となります。

本橋りょうは、全長が37メートル、総幅員8.7メートルで、主な工事内容は、橋桁の塗装、支承の取替のほか、伸縮装置、排水装置の補修となります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番淀谷議員。

○3番（淀谷融） はい。また同じなんですが、菅原組のほかに4社とい

うことで、その中に経常建設共同体が含まれてるのかも、ちょっと確認したいので、お教え願いたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） 契約相手方のほかにですね、株式会社志比川組、株式会社ナカジマ、佐藤建設株式会社と単社で指名してございます。よろしくお願ひします。

○議長（熊谷雅幸） 3番淀谷議員。

○3番（淀谷融） 前の工事については、経常建設共同体ということで、4社ということで、今回のこの小南部橋の部分については、単社見積もり、単社入札ということなんですが、その経常と単社にしたという何か理由があれば、お教え願いたいと思うんですが。

○議長（熊谷雅幸） 北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） まずですね、経常建設共同企業体で指名した理由でございますが、経常建設共同企業体組まなければですね、例えば、Bランクの業者はですね、この工事、金額、何千万以上という工事、受注できないことになってますけど、企業体にすることによって、そういう業者も、そういう工事を受けることができる、それによってですね、施工能力の向上だとかっていうほうにつながると思いましたので、一つの工事につきましては、共同企業体で指名させていただいております。

もう一方のほうの、今の小南部橋の方なんですけど、単社指名ということなんですけど、企業体、経常建設共同企業体で指名することも可能ではあるんですけど、仮にですね、入札によってですね、同じ業者が受注した場合、例えばその工事に対しての現場代理人だとか、主任技術者だとかって配置しなければならないんですけど、その構成員もその主任技術者を配置しないとならないっていう基準となっておりますので、その場合、受注したときにですね、ちょっとBランクだとか、そういう業者にあの技術者の数だとか、そういうふうに影響、影響するというところで、担

当のほうでちょっと考えさせていただいて、指名委員会のほうに諮って指名させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 淀谷議員。

○3番（淀谷融） わかりました。

参考まで、この単社でやった菅原組というのは、Aランクということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（熊谷雅幸） 北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） 小南部橋、単社で指名している業者、4業者ですね、全てAランク業者となっておりますので、よろしく願いいたします

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第9号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第13、議案第10号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第10号工事請負契約の締結について、御説明いたします。

本事案は、予定価格が5,000万円以上の工事請負契約であるため、地方自治法及び本町の条例に基づき、議会の議決をお願いするものです。

契約の目的は、昆布診療所改修建築主体工事です。

契約の方法は、指名競争入札で、契約金額は、消費税1,056万円を含む1億1,616万円です。

予定工期は、令和6年3月20日としております。

契約の相手方は、志比川・稲田経常建設共同企業体、代表者磯谷郡蘭越町蘭越町930番地3、株式会社志比川組、代表取締役志比川潤氏であります。

入札につきましては、契約相手方志比川・稲田経常建設共同企業体のほか、横関・テクノバンハウス経常建設共同企業体、瀬尾・菅原経常建設共同企業体、茅沼・荒谷経常建設共同企業体、佐竹・佐藤経常建設共同企業体の5経常建設共同企業体を指名し、6月13日に執行しております。

次に、工事の概要について申し上げます。

参考資料⑩を御覧願います。

構造は鉄骨造で、地上2階建て、延床面積は622.183平米となっており、旧昆布診療所を共同住宅へ改修するものです。

参考資料の1枚目は、立面図、2枚目は1階の平面図、3枚目は、2階の平面図で、改修する住宅の間取りとなっております。

住戸形式及び戸数は1LDKが4戸、2LDKが3戸、3LDKが1戸の計8戸の住宅に改修するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第10号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(熊谷雅幸) 日程第14、議案第11号動産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

今野総務課参事。

○総務課参事(今野満) ただいま上程されました、議案第11号動産の取得について、御説明いたします。

この動産の取得につきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び蘭越町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する動産の種類につきましては、エネルギー分散蛍光X線分析装置一式とプラスチック分析装置一式で、いずれも付属機器及び据付調整費を含むものでございます。

契約の方法は、随意契約で、1社により見積合せを執行し、落札者と仮契約を締結しております。

契約金額は、消費税130万8,000円を含みまして、1,438万8,000円でございます。

納入期限につきましては、令和5年10月31日としております。

契約の相手方は、札幌市北区北11条西4丁目1番11号、株式会社ムトウ、代表取締役田尾延幸氏でございます。

なお、この動産は、エネルギー分散蛍光X線分析装置が、物質の元素や組成の分析を行う機器で、プラスチック分析装置が有機化合物の構造分析を行う機器となっております。

参考資料11の1ページに、エネルギー分散蛍光X線分析装置、2ページ目に、プラスチック分析装置の仕様を掲載しておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

当該装置は、本年秋に蘭越町貝の館で開催いたします海洋プラスチックごみに関する企画展から運用を開始し、環境や生態系、身体等に影響を及ぼす可能性が考えられる海洋プラスチックごみの判別や、海での漂流時間の推定、付着する化学物質の検出等を行い、来館者に海洋プラスチックごみに関する知識や現状、有害性等について学ぶ機会を提供するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番淀谷議員。

○3番（淀谷融） 今の説明の中で随意契約ということで、1社による見積合せを実施したということでお伺いしたところでありますが、随意契約による場合、見積合せの場合に2社というか、2人以上の部分の見積りが必要だというふうに捉えているんですけども、その1社にするっていう部分もある程度の理由があると思うんですけども、もしわかれば、その理由についてお教え願いたいと思います。

またこの部分について、なんて言うのか、落札率ってというのはどのぐらいだったのかもお教え願いたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 今野総務課参事。

○総務課参事（今野満） 淀谷議員の御質問にお答えします。

まず、当該装置を扱う見積合せの業者が1社だった理由でございますけれども、当該装置は、研究機関とかで使用される特殊な機器でありまして、道内で扱う事業者さんは2社ありますけれども、そのうち1社の



営業エリアにですね、本町が含まれていないことから、本町に対して物品の購買等参加資格申請も行われていないため、今回の契約の相手方である1社で見積合せのほうを執行しております。

それと、2点目の落札率ですけれども、定価ベースで落札を比較しますと、おおむね3割ほどですね、金額のほう落ちてですね、落札となっております。以上です。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第11号動産の取得についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第15、議案第12号動産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第12号動産の取得につきまして、御説明申し上げます。

今回、取得いたします動産は、保健福祉センターLED照明器具一式でございます。今後の蛍光灯や水銀灯の照明器具の生産終了、また省エネ対策を推進するため、各公共施設の照明器具を計画的にLED照明

に移行しておりますが、今年度は、役場議場、ふれあいプラザ21、学童保育所、保健福祉センターの4施設を予定しております。

このうち、保健福祉センターのLED照明器具につきましては、議会の議決が必要となります700万円以上の契約となるため、上程させていただくものです。

動産の種類でございますが、名称及び数量は、保健福祉センターLED照明器具一式でございます。

契約の方法につきましては、3社の指名競争入札により、株式会社長澤電気が落札いたしました。が、北海道市町村備荒資金組合を通じて取得することから、契約の相手方を随意契約によりまして、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合、組合長職務代理者副組合長三井一敏といたすものです。

契約金額は、消費税86万円を含みまして、946万円でございます。

また、納入期限は、令和6年3月31日としております。

なお、今回の取得する動産は、令和5年度予算で債務負担行為の議決をいただいております。

地方自治法第96条第1項第8号及び蘭越町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして議決をお願いするものでございます。

なお、今回、新しく議員になられた方もおりますので、改めて北海道市町村備荒資金組合について、簡単に御説明させていただきます。

北海道市町村備荒資金組合は、全道179市町村が加入する一部事務組合として昭和31年2月に設立されております。

設置の目的は、北海道内の市町村が隣保相扶の精神にのっとり、一部事務の共同処理を通じて相互の福利増進と財政運営の健全化を図ることとしており、現在は副組合長が組合長の職務を代理しております。

具体的に申し上げますと、各市町村が、それぞれ災害等の緊急時に要する費用を事前に積立しておくための組合で、災害の時には、積立金の最大2倍まで低金利で借入れることができることになっております。

蘭越町でも、この組合に毎年100万円の積立をしております。現在の残高は約4億7,230万円となっており、有事の際の資金繰り、財源確保に備えております。

このように、基本的には災害等を想定しての目的で設立された組合ですが、積立金の一部運用として市町村に長期、短期の貸付を行ったり、車

両や防災資機材を購入して市町村に譲渡するといった事業も行っておりますが、今回は、この防災資機材事業としてLED照明器具一式の費用を一旦、備荒資金組合に全額支払っていただき、町が分割で今回の場合ですと、5年償還になりますが、備荒資金組合に償還していくものでございます。

こうした際の備荒資金組合の貸付利率は、年利0.15%と低利なことから、これまでもごみ収集のパッカー車や、戸籍電算システムなど、該当する事業にあっては、随時利用しております。

また、備荒資金組合は、全国で北海道のみが組織するもので、組合の基金現在高は約903億円ありまして、各市町村の積立金に対する配分も一般の金融機関よりも高い利率となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第12号動産の取得についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

ここで15分間、休憩いたします。

再開は15時40分といたします。

---

○議長（熊谷雅幸） 再開いたします。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第16、議案第13号令和5年度蘭越町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第13号令和5年度蘭越町一般会計補正予算第2号につきまして、御説明申し上げます。

現在、この会計の予算の総額は66億7,311万5,000円で、歳入歳出それぞれ6,371万7,000円を追加し、予算の総額を67億3,683万2,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

なお、今回の補正予算で、4月の人事異動等による給与の補正も行っておりますが、人件費の給与費明細につきましては、この補正予算の最後に添付してございますので、人件費の2節、3節、4節につきましては、説明を省略し、各項目の補正額のみ説明とさせていただきます。

それでは事項別明細書の歳出から御説明いたします。8ページを御覧願います。

1款議会費 1項議会費 1目議会費、補正額20万6,000円の減。2、3、4は、説明を省略いたします。

2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額783万円。特定財源のその他は、25万8,000円は、社会保険料と自動車損害共済金です。1報酬32万円。会計年度任用職員報酬で、異動によるものです。2、3、次のページになります。4は、説明を省略いたします。17備品購入費38万5,000円。無停電電源装置で、庁舎2階電算室に設置しております電源装置が故障し、安定した電力が供給できなくなるため、新たに購入するものです。21補償補填及び賠償金21万1,000円。賠償金で、議案第1号の示談の締結で御説明させていただきました職員の車両物損事故によるものです。

5目企画費、補正額20万1,000円。特定財源のその他20万1,000円は、地域情報通信基盤設備復旧負担金です。11役務費20万1,000円。10ページを御覧願います。地域情報通信基盤施設移設等

手数料で、民間事業者が工事中、誤って光回線を断線させてしまい、その復旧費用の補正をお願いするものです。

11目住民運動振興費、補正額292万6,000円。特定財源のその他250万円は、コミュニティ助成事業助成金です。18負担金補助及び交付金292万6,000円。蘭越町地域活動推進協議会補助金で、会議用テーブル・椅子ほかの備品購入に当たって、自治総合センターから交付されますコミュニティ助成金の助成決定を受けましたので、補正をお願いするものです。

14目防災対策費、補正額6万6,000円。11役務費6万6,000円。無線局定期検査手数料で、電波法の定めにより、防災無線基地局の法定点検が必要のため、補正をお願いするものです。

15目気候変動対策・貝の館費、補正額273万1,000円の減。特定財源のその他20万9,000円の減は、社会保険料です。1報酬193万6,000円の減から、8旅費6万1,000円の減まで、会計年度任用職員の異動によるものです。次のページになります。

17目新型コロナウイルス感染症対策費、補正額2,619万1,000円。特定財源の国道支出金2,405万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。事業内容は、電気・ガス・食料品等物価高騰に対する低所得者世帯への支援として、家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、一律3万円を給付するものです。1報酬33万6,000円。会計年度任用職員2か月分の報酬です。3職員手当等48万6,000円。職員時間外勤務手当40万2,000円と、管理職員特別勤務手当8万4,000円です。10需用費51万7,000円。消耗品費で、封筒・ファイルほか消耗品です。11役務費28万3,000円。通信運搬費で、案内発送・振込通知に係る郵便料20万1,000円と、次の手数料8万2,000円は、給付金振込に係る手数料です。13使用料及び賃借料3万円。複写機使用料です。18負担金補助及び交付金2,239万8,000円。低所得者世帯支援給付金システム改修負担金19万8,000円は、給付金業務に対応したシステムの改修費用です。12ページを御覧願います。低所得者世帯支援給付金2,220万円は、対象世帯740世帯に対し、1世帯当たり3万円の現金給付を行うものです。22償還金利子及び割引料214万1,000円。子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金返還金で、令和3年度・4年度の事業実績に基づき国へ返還するものです。

2款総務費 2項徴税費 1目税務総務費、補正額842万8,000円の減。2、3、4は、説明を省略いたします。次のページになります。

2款総務費 3項戸籍住民基本台帳費 1目戸籍住民基本台帳費、補正額50万円。特定財源の国道支出金50万円は、マイナンバーカード交付事務費補助金です。3職員手当等50万円。マイナポイントの申請期限が本年9月末に延長されたことに伴い、カード交付事務及びポイント申請支援に係る職員の時間外勤務手当をお願いするものです。

3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費、補正額992万円。特定財源のその他26万4,000円は、地域福祉基金指定寄附金と社会保険料です。1報酬134万4,000円。会計年度任用職員報酬で異動によるものです。2、3、14ページになります。4は説明を省略します。8旅費2万円。会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償です。19扶助費162万5,000円。福祉灯油等給付扶助で、当初予算で650万円を計上させていただいておりますが、燃料高騰による低所得者の冬期間の安定した暮らしを守るため、1世帯当たりの助成額を2万円から2万5,000円に引上げ、この増額分に係る対象者325世帯の162万5,000円の追加をお願いするものです。24積立金10万円。地域福祉基金積立金で、1件の寄附がありましたので積立させていただくものです。

2目国民年金費、補正額15万6,000円。2、3、4は、説明を省略いたします。次のページになります。

3目老人福祉費、補正額245万円。18負担金補助及び交付金245万円。補助金で、一灯園及びグループホームらんこしへの燃料費等助成で、蘭越厚生事業団から、今年度も冬期間の燃料費等の助成要望があり、補正をお願いするものです。

なお、助成額は灯油価格等燃料費の高騰を考慮し、1床1室当たり2万5,000円としております。

6目自立支援給付・措置費、補正額137万8,000円。特定財源の国道支出金103万3,000円は、自立支援給付負担金です。19扶助費137万8,000円。補装具費給付で、身体障がい者の補装具の給付に際し、車椅子等の給付が決定されたため、補正をお願いするものです。

3款民生費 2項児童福祉費 1目児童福祉総務費、補正額26万9,000円。特定財源のその他5万円は、子ども・子育て基金指定寄附金です。22償還金利子及び割引料21万9,000円。子ども・子育て支援

交付金返還金で、令和4年度事業実績に基づき国及び道へ返還するものです。24積立金5万円。子ども・子育て基金積立金で、1件の寄附がありましたので、積み立てさせていただくものです。

3目蘭越保育所費、補正額14万3,000円。10需用費14万3,000円。修繕料で、保育室の排煙口に不具合が生じ、開閉ができない状態であることから、ワイヤー等の交換修理をお願いするものです。

5目学童保育所費、補正額112万2,000円。10需用費112万2,000円。修繕料で、遊戯室の蓄熱暖房機2台が、経年劣化による故障が確認され、蓄熱されず、蓄熱量が確保できない状況にあるため、冬に向かったの保育活動に支障をきたすことから、暖房機の取替修理をお願いするものです。16ページを御覧願います。

4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費、補正額1,038万5,000円。特定財源のその他8万4,000円の減は、社会保険料です。1報酬84万円の減。会計年度任用職員の異動によるものです。2、3、4は説明を省略します。次のページになります。18負担金補助及び交付金150万円。昆布温泉病院燃料費等助成事業補助金で、医療法人社団静和会から、今年度も冬期間の暖房費と患者送迎車両の燃料費、加えて電気料等の価格高騰に対する助成要望があり、補正をお願いするものです。

4目環境衛生費、補正額59万5,000円。1報酬49万5,000円。会計年度任用職員報酬で、蘭越町斎場管理人の勤務条件の変更によるものです。3、4は説明を省略します。

5目蘭越歯科診療所費、補正額586万5,000円。18負担金補助及び交付金586万5,000円。蘭越歯科診療所診療業務委託補助金で、蘭越歯科診療所との業務委託に係る所得補償として586万5,000円の補正をお願いするものです。

5款労働費 1項労働諸費 1目労働諸費、補正額2万3,000円の減。18負担金補助及び交付金2万3,000円の減。後志職業能力開発協会負担金で、加盟技士会及び各技能士会会員の減少により、会の存続が困難となり、3月20日に解散されたことから負担金を減額するものです。18ページを御覧願います。

6款農林水産業費 1項農業費 2目農業総務費、補正額1,252万7,000円の減。2、3、4は説明を省略します。

5目農業推進対策費、補正額6万4,000円。8旅費6万4,000

円。会計年度任用職員の異動に伴う費用弁償です。次のページになります。

9目中山間地域等直接支払事業費、補正額2万2,000円。8旅費2万2,000円。会計年度任用職員の異動に伴う費用弁償です。

7款商工費 1項商工費 1目商工総務費、補正額78万5,000円の減。2、3、4は説明を省略します。

2目商工振興費、補正額600万円。18負担金補助及び交付金600万円。20ページを御覧願います。蘭越町創業支援事業補助金で、町内で起業・創業を希望される方に対して助成するもので、今年度、新たな事業として当初予算に計上させていただいておりますが、事業開始後、反響も大きく、現段階で創業5件の申請が見込まれ、予算に不足が生じることから補正をお願いするものです。

8款土木費 1項土木管理費 1目土木総務費、補正額1,009万4,000円。2、3、4は説明を省略します。21ページになります。

8款土木費 2項道路橋りょう費 2目道路維持費、補正額233万2,000円。10需用費202万4,000円。修繕料で、町道水上立川線のトラフが破損し、破損個所から土砂が流出し、堆積するおそれがあることから、排水路の修復費用の補正をお願いするものです。13使用料及び賃借料30万8,000円。町道草刈機械借上料で、機械リースの価格が部品や装置の価格高騰の影響により、予算に不足が生じることから補正をお願いするものです。

8款土木費 3項河川費 2目河川維持費、補正額138万6,000円。10需用費138万6,000円。修繕料で、普通河川木下川の法面が崩落し、大雨により近隣の耕作地に影響を及ぼす可能性があることから、修復費用の補正をお願いするものです。

8款土木費 4項住宅費 2目町営住宅管理費、補正額207万円。10需用費207万円。公宅の内外装修繕で、内装材、台所・給排水設備等、建材や設備機材の価格高騰より予算に不足が生じることから、補正をお願いするものです。

8款土木費 5項都市計画費 1目公園管理費、補正額34万4,000円。10需用費27万5,000円。修繕料で、昆布パークゴルフ場の男子トイレ小便器が、水漏れ等による故障のため、修理をお願いするものです。17備品購入費6万9,000円。噴霧器ほかで、昆布パークゴルフ場で使用している噴霧器が、劣化により故障したため、新たに購



入させていただくものです。

10款教育費 1項教育総務費 2目事務局費、補正額69万1,000円の減。3、22ページになります。4は説明を省略します。

4目スクールバス費、補正額29万8,000円。特定財源のその他29万8,000円は、自動車損害共済金です。10需用費29万8,000円。修繕料で、スクールバス委託先職員が、蘭越中学校の野球グラウンド駐車場において、スクールワゴン車を方向転換した際に、後方不注意で立木に衝突してしまい、バックドアが破損したため、その修理費用をお願いするものです。

10款教育費 3項中学校費 1目学校管理費、補正額17万9,000円。特定財源の国道支出金4万7,000円の減は、部活動指導員配置促進事業補助金です。1報酬6万9,000円の減。会計年度任用職員報酬で、この度、文化庁の部活動の地域移行等に向けた実証事業が採択され、蘭越中学校吹奏楽部が札幌大谷大学からの指導を受けるため、当初予算で計上しておりました吹奏楽部の指導員報酬を、4項社会教育費1目社会教育総務費へ科目を移行させていただくものです。8旅費5,000円の減。会計年度任用職員の費用弁償で、同じく吹奏楽部の指導員の通勤に係る交通費を社会教育総務費へ移行するものです。11役務費25万3,000円。野球グラウンドファールポール撤去手数料で、ポールが劣化によりさびて、複数個所に穴が開いている状態となり、倒壊の危険性もあることから撤去費用をお願いするものです。

10款教育費 4項社会教育費 1目社会教育総務費、補正額972万5,000円の減。特定財源の国道支出金31万9,000円は、文化部活動の地域移行に向けた実証事業補助金です。前項で御説明させていただきましたが、この度、文化庁の部活動の地域移行等に向けた実証事業が採択され、事業内容は少子化が進む中、学校単位での文化部活動の継続が難しい現状を踏まえ、将来を見通した指導体制を確立するための実証事業に着手するものです。具体的には、昨年、連携協定をいたしました札幌大谷大学音楽学科の学生・教授の協力のもと、ICTを活用した吹奏楽の遠隔指導、また年1回の対面指導や、来町時には演奏会の実施も計画しております。2、3、23ページになります。4は説明を省略します。7報償費38万3,000円。地域活動講師等謝礼で、札幌大谷大学音楽学科の学生・教授に対して吹奏楽指導等に係る謝礼、また、先ほど科目移行させていただいた蘭越中学校の吹奏楽部部活動指導員への謝礼

及び通勤に係る交通費の補正をお願いするものです。10 需用費 5 万 5,000 円。消耗品費 1 万円。軽油 1 万 5 千円、食糧費 3 万円で、いずれも部活動実証事業に係る事務費等です。24 ページを御覧願います。11 役務費 1 万 6,000 円。スポーツ安全保険料で、部活動実証事業に係る学生等への安全保険です。12 委託料 2 万 4,000 円。臨時運転業務委託料で、部活動実証事業に係る札幌大谷大学音楽学科の学生・教授等の送迎費用です。

3 目花一会図書館費、補正額 2 4 3 万 6,000 円。特定財源のその他 1 7 3 千円は、社会保険料です。1 報酬 1 8 5 万 1,000 円。会計年度任用職員報酬 1 7 9 万 4,000 円と、次の時間外勤務手当相当分 5 万 7,000 円は、図書館司書業務職員の新規採用によるものです。3 職員手当等 1 0 万 1,000 円から、8 旅費 2 万 3,000 円まで、同じく図書館司書業務職員の期末手当、社会保険料通勤に係る費用弁償の補正をそれぞれお願いするものです。次のページになります。

10 款教育費 5 項保健体育費 1 目保健体育総務費、補正額 3 6 1 万 1,000 円。2、3、4 は説明を省略します。

つづいて、歳入に戻ります。6 ページを御覧願います。

14 款分担金及び負担金、16 款国庫支出金、17 款道支出金、7 ページにまいります。19 款寄附金は説明を省略します。

21 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金、補正額 3,441 万 1,000 円。1 繰越金 3,441 万 1,000 円。前年度繰越金です。決算審査等は済んでおりませんが、5 月末日をもって令和 4 年度の出納整理期間が終了したところですが、令和 4 年度一般会計の繰越金は、約 4 億 2,700 万円となっており、このうち、繰越明許費に係る一般財源は 6,069 万 8,000 円となっております。

なお、繰越明許費を除く実質収支は約 3 億 6,600 万円でございます。

22 款諸収入は、説明を省略します。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番 淀谷議員。

○3番（淀谷融） 繰越金についてちょっとお伺いします。

今、説明の中で、実質では4年度3億6,600万ということでありました。それで、今回の3,441万1,000円ということで、これから3億、予算計上が1億1,784万1,000円と、差し引きした残りが留保されると思うんですけども、この残る剰余金の留保額について、どのような処理をするのか。お考えなのかちょっとお伺いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） お答えいたします。

先ほど言った実質収支でございますが、3億6,600万円ということで、今回、この分の補正額を除いた留保分には2億4,800万、これが今年度の繰越金の留保分となります。それで、基本的な考えとしては、この繰越金の実質収支に係る2分の1、いわゆる1億8,300万、この程度については、財政調整基金のほうに積立てるといった考えはありますけども、これから普通交付税の確定がまいてまいます。この普通交付税の確定額と合わせまして、今、取崩して見ております財政調整基金、それから公共施設整備基金、それから、子ども・子育て基金といった、そういう財源のほうにもですね、この剰余金を含めた積立、このへんも考えてやっていきたいというふうに考えておりますので、御理解願います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 3番 淀谷議員。

○3番（淀谷融） 剰余金について、これから2分の1ということで、その2分の1以上の部分を基金に積立てる、または繰上償還しなきゃならないということで、今、説明がありまして、その部分について、1億8,000万ぐらいの分を財調に積むということで、またその普通交付税の部分にあって出てくれば、そのほかの基金ということも御説明ありました。何回、何度か私のほうからお願いいたしまして、この剰余金のうちの子育て支援基金の方に積み立てていただきたいということで、何度かお願いしてたことがあります。今回の部分で、5万円の寄附金ということ

で積立てておりますけども、是非ともですね、この剰余金からいくらかでも子育て基金の方へ剰余金の部分を積立てしていただきたいという考えでおりますので、どうかお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（熊谷雅幸） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） お答えいたします。

これから交付税が確定した段階で、今のこの繰越金と合わせてですね、9月の定例会になるかと思っておりますけども、そこで積立額、ある程度、今年度の余剰、残すべき財源も含めてですね、積立のほう整理していきたいと思っております。そのときに合わせて、子ども・子育て基金の財源についても、議員おっしゃるとおり、おっしゃるところ汲んでですね、全体をとおして考えて進んでまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

10番永井議員。

○10番（永井浩） 私も繰越金のことについてなんですが、繰越金のことについてなんですけども、すいぶん前に、僕、新人議員ときにお伺いしたことがあったんですが、例えば、予算編成するときにはですね、どうしてもやれない事業とか出てくると思うんですよ。第2候補だったり、第3候補って、あと今年はできないからって切って、そういうのを明らかにしてくれと言ったら、それは言えないってことで、教えていただけなかったんですけども、逆にそういうですね、結構、係長レベルの人たちが一生懸命、係員と一生懸命やって、こういうことをやりたい、ああいうことをやりたいなって思ったその事業の復活資金とかにこういうのを充てるわけにはいかないんだろうかなと思います。逆に言ったら、例えば、変な話、切られたなんて言葉よく言いますが、切られた予算だとかそういうのがですね、どういうものがあるか、私達にはわからないんですけども、そういうのに充当して、せっかく考えて町民のために良かれと思った政策がですね、日の目を浴び、いつまでたっても浴びないのかどうか、そういうのをこういう繰越金等の資金でですね、次年度でもいいので、こう

ということが前回、駄目だったんですけど、今回復活しますとかっていうのがわかれば、すごくいいんですけども、そのへんどうなんでしょうか。

○議長（熊谷雅幸） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） お答えいたします。

－昨年からです、各課の事前の査定前の町長ヒアリングっていうのが開始されておまして、9月、10月からスタートするんですけども、その中で、いろんな来年度に向けて各係、課の中での事業施策についての取りまとめをしながら、その上で予算査定に向かっていきます。そういったところで、ある程度は絞り込んで、査定の中でも、事業を明確にしながら当初予算でつけれるものは、当初予算の中にですね、ある程度絞り込んでつけて、当初予算をいろいろ基金等を加味しながら、編成はしてまいっているとかなんですけども、いわゆる基金の、この繰越金の使い方といいますと、今、こういった補正予算の中でですね、この中でそれを復活できないかということだとは思うんですけども、実際にはですね、この基金の中で、その中で1回、その当初予算で、査定の中で駄目だったっていうのは、そこでいろいろ折衝しながら駄目だった理由がそこではっきりあるわけでございます。その中で厳しい査定の中、行って、予算をつけているものですから、次年度の当初予算に向かって、新たな中身を変えながら、やっていくものでございまして、基本的にはこの補正予算の考え方は、やっぱり緊急的な修繕を及ぼすものだとか、もしくは国の補助金等々の政策によるものだとか、そういったもので補正予算というのを組んでおりますので、この補正予算を今、各課には周知してるんですけど、かなり厳しく、補正予算はなかなかできませんよということやってる財源を使っております。ですので、そういった意味で、補正予算の使い方についてはですね、できるだけ当初予算に組めるものは組んで、補正予算は緊急的なもので組むといったような、簡単に言ったらそういう線引きの中でやらせていただいておりますので、繰越金の使い方もうそういった意味で使わせていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 10番永井議員。

○10番（永井浩） 話はよくわかりました。

ただね、今、その絞り込む前の施策、要望、そういうのってね、私達は知る権利がないのかなと。そう言うのはやっぱりせっかく一生懸命考えた政策がね、これは埋もれちゃいけないなと思うようなものがあるかもしれない。確かに総務課長言われたとおり、厳しく限りある財源をどういうふうに有効に使うかっていうのは、それはもう当たり前のことなんですけども、どういう政策が、みんな要望が上がってたのかっていうのを、やっぱり知っておくべきじゃないかなって僕たちは思うんですけども、そのへんいかなものでしょう。

○議長（熊谷雅幸） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） いろいろ中には出てきている課題事業のヒアリングという、その前段の段階です、要望事項という中で、大きな事業から小さい事業までいろいろあるにはあります。その中で、なかなか難しいところで、協議をしながら、財源だけでなく、中身はどうなのかっていうところも踏まえて、こちらのほうでは、内部で協議してる段階なので、何と言ったらいいでしょう。議員さんのところまでの声がちょっと届くか届かないかっていうところは、確かにあるのかもしれないでしょうけども、こちらの内部の判断で処理させていただいているということは事実なものですから、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 10番永井議員。

○10番（永井浩） あまり公表したくないということが明らかになったんですけども、ただやっぱりどんな政策があったかっていうのはね、大まかにでもいいから教えてほしい。例えば、今年駄目だけど、来年はこれをやっていきたいんだとか、そういうのをね、わかれば、私達も逆に、せっかく良いプランがあるのになんでやんないのっていうこともあるだろうし、後押しもできるし、いや、これはやっぱり駄目、やっぱり切られて当たり前だねってことも、ちゃんと自分たちも言えるので、そのへんを少し情報を公開してほしいなって思います。答弁いらないです。ありがとうございます。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員の御質問にお答えします。

あくまでも予算を執行する部分からいくと、町のほうでどういう予算を編成していくかという部分を計画を立てて、それを議会に提案して、議会の方で審議をしてもらう、これが一つの原則というふうに考えております。ただ、町のほうとしては、大きな事業、そういう部分については、議員の皆さんになるべく知っていただきたい、そういうような部分もあるので、全員協議会等を通じながら、大きな事業については。こういうものやっけていきたいんだというふうにお知らせをしているところでございます。先ほど総務課長が言ったとおり、その年度内の、きちっと、事業というのは、ある程度、精査をした部分の中で、議会のほうに提案をして、さらに緊急を要する、そういう部分については、その都度、補正対応をさせていただいているということでございます。議員がおっしゃってる、ほかにいろんな事業とか、各課でいろんなそういう事業を、課題も含めながら、あるというような部分があれば、それぞれ常任委員会もでございますので、何か各課で考えてる、そういうものがあつたらとか、そういうような部分の中でお話はできなくはないかなというふうには思っておりますが、あくまでも予算を立てるという部分の中では、内部で十分協議しながら行っているということをお理解願いたいと思います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） ほかに質疑ありませんか。

1 番佐々木議員。

○1 番（佐々木雄三） 1 番佐々木です。

資料19ページの7款商工費 1項商工費 2目商工振興費のですね、18負担金補助及び交付金の、20ページにまたがりまして、蘭越町創業支援事業について質問させていただきます。

先ほど御説明の中で、5件の申請が現段階であるというようなことで、当初予算に追加して600万円の補正をかけたいということでした。その中で、可能な範囲で構いませんが、現在、分かる範囲で、創業予定の業種や分野、また2点目は、今後の見通しや数字的な目標があれば、御説明いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

今現在、新規創業ということで、まず4件のほう申請いただいております。

まず、その中で、まず1件目が、鹿皮製品製造販売ということで申請を受けてます。2件目が、先週、道新のほうで報道ありましたけども、美容室。そのほかに農産物製品製造と、あとそのほかに民泊のほうを新規創業したいということで来ております。もう1件がですね、第2創業として1件、飲食業のほうを行いたいということで、申請きております。

2点目の御質問なんですが、今後の見通しということなんですけど、実際、問い合わせも何件か来ております。その中で、商工会からの情報をいただいている中では、昆布地区に夜間の飲食業を始めたいという部分でも、今、情報をいただいております。そのほかで、内容的にも御相談あるんですけども、随時、商工会のほうに御相談していただいて、商工会から私に、役場の方に情報が来るという状況になってますので、御理解願います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 1番佐々木議員。

○1番（佐々木雄三） 御説明ありがとうございます。

おそらく創業支援、ワンストップ相談窓口ですね、こちら商工会さんだったり、信金さんと連携してやっている事業の中での、枠組みの中での本事業だと思います。こういった中で、ただいま御説明あったとおり、行政をはじめ、関係機関の後押しっていうのは、我々民間の人間からしてみれば、大変心強いところもありますので、今後とも、そういった創業の熱意のある若者であったり、方たちの後押しをしていただけたらと思い、これに質問を終わらせていただきます。ありがとうございます

○議長（熊谷雅幸） 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） 佐々木議員の再質問にお答えいたし



ます。

今後でもですね、PR等も継続して実施していきましてですね、1件でも多く創業支援できるようにですね、各団体と連携をとりながら進めていきたいと思っておりますので、御理解願います。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

7番難波議員。

○7番（難波修二） 7番です。1点だけお聞きします。

23ページですね。歳入で、部活の地域移行の実証事業というのをちょっとお聞きしようと思ったんですけども、説明で理解できました。吹奏楽部の指導者の養成というか育成というか、そういうことを目指すんだらうなというふうに思うんですけども、音楽の指導ってやっぱり、専門的知識も必要ですし、なかなか難しいだらうと思うんですけども、是非、こういうかたちで指導を担えるような方を養成していくってことは大事なことだなと思って、期待をしたいと思います。

もう一点は、いわゆるスポーツ系の部活なんですよ。私ずっと以前から、ちょっと心配をしてるんですけども、果たして地域移行がうまくいくのかどうかというところがですね、蘭越はかなり進んでるほうだと思ってるんです。様々な部活で民間の指導をかなりやっていますから、進んでるほうですけども、これが本当に町村だけで、民間の指導者が全て担っていくというかたちに、果たしてうまく移行できるのかというところは非常に不安に思っております。それで最近、中学校の状況を聞くとですね、野球やサッカーやなんかの団体競技は、もうほぼほぼ駄目という、そういう状況だというふうに聞いております。野球はもう来年、再来年、新入部員ゼロだということで、来年から休部するというような、そういう実態だというふうに思っております。そういう中で、あの実態としてはですね、好きな子は、他町村のいわゆるシニアとかですね、そういうクラブチームに行って一生懸命やると。あるいは他管内にもそういうのができて、野球やサッカーはそういうところに行って子どもたちをやると、そういうような現実があるんですよ。昨年も中学校の学校訪問で、学校としては地域移行大歓迎で、教員の働き改革の一環としても、是非是非、地域に担ってほしいという期待感いっぱいなんですけ

れども、果たしてそううまくいくかっていうところ非常に不安に思っております。

何を申し上げたいかと言うと、中学校の部活動っていうのは、学習指導要領に明確には位置づけられてはないと思うんですけども、しかし、重要な教育活動の一環であるという、そういう位置づけをしている教育活動だというふうに思っておりますけれども、それを教育面からのしっかりとした考え方というものがないままにですね、教員の負担軽減だけでやれる町村をどんどんどんどん地域移行してくださいという進み方でいいんだろうかっていうふうに、ちょっと思ってるんですよ。やれる町村はどんどん進んでいくと、やれないところは旧態依然で先生たちが苦勞するという、そういうところで、やはり、これは道教委中心に、どういう地域が、教育活動の面からは課題や成果があるかっていう、しっかりとした道筋を示してもらおうということ、まず同時に進めていくべきではないかなと、こんなふうに思っております。その上で、地域がやれるところを担っていくと、やれない地域をどうするんだという問題も含めてですね、そういう両面から考えていくことがやっぱり必要だなというふうに思っております。地域で担う、指導できる人たちも非常に高齢化をしています。様々なスポーツについても。しかし指導できる若者は、それをやる暇がないという、そういう現実があると思うんですね。ここはやっぱり、単純な話ではないぞということ、何となく感じますので、先般は小樽で拠点校方式で部活をやるっていうふうになってますけども、早晚それも駄目な時代が来るだろうと、じゃあどうしていくんだと。一つは中体連というのがありますけれども、中体連はそのクラブチームは参加認められてないはずなんですよ。本当は、いわゆるクラブチームの活動としてやれるというような、そういう道筋とかですね、やっぱりそういうのが必要だろうと、極端に言うと、他管内のそういう活動をやりに行ってる子どもたちが、他管内の部員として出てるわけですね。いろんな、そうするとその中体連の枠組みとかどうなっていくんだという、そういう問題も様々ありますので、これでやめますけれども、そういう問題について、やっぱりしっかりと教育委員会としてもですね、考え方を整えていくと、あるいは道教委に対して、やっぱり町村単位の問題ではないぞということ、是非、声を大きくしてやっていくべきだというふうに思うんですけども、教育長、申し訳ありませんけれども、そのへんについての所感があれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 小林教育長。

○教育長（小林俊也） 難波議員の御質問にお答えいたします。

難波議員おっしゃるとおりで、スポーツ系の運動部、本町においては、運動部の指導員、全部活の6の部活全員、今のところ配置できてるということで、ほかの町村から見ると、非常に良い環境が整ってるという状況であります。そうは言ってもですね、部活動があつての部活動指導員でございまして、今後、国のほうはですね、部活動はやめて、全部地域に移行しなさいという方法論になってます。当初は5年度からの3か年、5、6、7年度で全て移行するよという話で進んでたんですけども、やはりうちの町もそうなんですけども、指導者の後継者なり子どもが少ない中で、そんな国の言うとおりの3年間で、まるっきり地域移行はできないということで、この3年間ってという言葉はですね、国のほうもってはいただいたんですけども、それでも強化期間という3年間を持たされて、徐々に移行しなさいというふうに通知は来ております。それを無視しているわけにもいかないんで、昨年度くらいからですね、うちの教育委員会、内部でも検討しておりまして、国のほうはいろんなかたちで移行の事例等を出してくるわけなんですけども、なかなかこういう町、実態とそぐわない部分が多々あります。と言うのも、スポーツ団体を、何て言うんですかね。スポーツの御商売やられてるところを委託したり、大学を活用したり、そばにある大学を活用したりしなさいという方法論を出してはくるんですけども、なかなかうちの町のスポーツ環境にそぐわないというのが現状で困っております。それで、今年に入りまして、各競技団体、そして中学校、高校も含めて、これからの活動できる子どもたちの推移と、この先の何て言うんでしょうかね。育成どうですかっていうことをアンケート、また聞き取りもしながら話を聞きました。そうしますと、やはり子どもたちの数、先ほど議員言われたとおりですね、正直もう団体スポーツ、野球、サッカーに関しては、もう危機的状況ということになってます。それに引き続いて出てきてるのが、やはり後継者の高齢化、これがうちは今6人いるんですけども、それが継続的にこの先もやっっていけるかという大きな課題があるというところで、各団体が悩んでおります。そういう中でもですね、3団体くらいなんですけども、地域移行に積極的な部活動もございまして、先月だったと思うんですけども、

先月にその3団体集めて先行的にできないものかというお話し合いをさせていただきました。集まるとですね、やはりいざやるぞっていうときには、やはりまた大きな課題が出てまいりまして、その人たちだけで先生を抜きにして、地域活動ができるのかと、それじゃほかの指導者がいるんじゃないか、報酬はどうなるのか、大会の移動時の車、それに関わる保険等々どうなんだろうかという、また数々多くの課題が出てきて、なかなかハードルの高いものだなというふうに思っております。そういう団体もあるわけなんですけども、できる団体だけですね、スポーツをする環境を整えていく、これはちょっとまずいだろうという思いもございいます。何かしら幅広く子どもたちに多くのスポーツをしてもらえる環境づくりができないかということで、いろいろ今、内部でも検討しておりますし、各競技団体とも話をしております。今時点でこういう方向でしていきますということですね、まだちょっと確立的なものできてませんので、言えないんですけども、何とかたたき台をですね、早めに作って各協会、スポーツ団体等に話ができればいいなというふうに思っております。

あともう一点なんですけども、道教委のほうなんですけども、いろいろ課題があるので、お話し合いはしてるんですけども、そういう中でですね、今年の6月から新しくこの地域移行を推進させようということで、新しく課の方ができております。ここにいろいろと御相談しながら進めていければいいなというふうには思っておりますけども、そうは言ってもですね、いろんな整備をしていくと、人材確保等、財源等どこまで面倒を見てくれるのか、いろんな課題があると思います。そういう面ですね、これから新しい子どもたちのスポーツのできる環境というのを、やはり早々に確立していかなきゃならないのかなというふうには思っておりますけども、少々時間をかけてですね、慎重に進めていきたいというふうには思っておりますが、その中でも進めれる部活があれば、ちょっとやりながら、そこでまたいろんな検証できていければいいなというふうに思っておりますので、御理解いただければなと思います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 7番難波議員。

○7番（難波修二） ここで結論出る問題じゃないので、そういう認識でおりますので、これからも議論をしていければいいなというふうに思っ

ております。よろしく申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） 小林教育長。

○教育長（小林俊也） またですね、この関係については、いろんな場面、総務常任委員会等で経過等もですね、御相談しながらいろいろ進めていきたいというふうに思いますので、今後もまたよろしく願いできればと思います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第13号令和5年度蘭越町一般会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第17、議案第14号令和5年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） ただいま上程されました、議案第14号令和5年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算第1

号について御説明いたします。

職員の異動等による給与の減額と会計年度任用職員採用のため、補正をお願いするものです。

この会計の現在の歳入歳出予算の総額は2億9,300万7,000円でございます。この総額に68万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,369万円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは事項別明細書の歳出から御説明いたします。6ページを御覧願います。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費、補正額68万3,000円。特定財源その他28万8,000円につきましては、社会保険料納付金です。2 給料96万3,000円。職員給203万7,000円の減。会計年度任用職員給300万円の追加につきましては、新たに町営施設として運営していくため、民間での宿泊業を熟知したフロントマネージャーを幽泉閣に採用することで、接客や売上向上・スキルアップなど、マネジメントを行うことが重要と考え、補正をお願いするものです。3 職員手当等56万6,000円の減。扶養手当22万2,000円から、7ページにまいります。会計年度任用職員期末手当15万円までは、職員の異動及び会計年度任用職員採用によるものです。4 共済費28万6,000円。職員の異動及び会計年度任用職員採用によるものです。

つづいて、歳入について御説明いたします。5ページを御覧願います。

3 款 繰越金 1 項 繰越金 1 目 繰越金、補正額39万5,000円。1 繰越金39万5,000円の追加。前年度繰越金です。

4 款 諸収入につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第14号令和5年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(熊谷雅幸) 日程第17、意見書案第1号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8番赤石議員。

○8番(赤石勝子) ただいま上程されました、意見書案第1号について、意見書案を読み上げて説明に代えさせていただきます。

北海道の森林は、全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道が、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや、長期間炭素を固定する木材利用の促進、化学燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進などの森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要である。

本町をはじめ道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など、国の事業を活用

し、植林・間伐や、路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造公共施設の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

北海道の森林を将来の世代に引き継ぎ、循環への負荷の少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや、道産木材の利用、防災・減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業政策の充実強化を図ることが必要である。

よって国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1、二酸化炭素の吸収など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスエネルギーの利用促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成確保などに必要な支援を充実強化すること。

3、森林吸収源対策のさらなる推進に向け、森林の多い市町村において必要な森林整備がより一層進むよう、森林環境譲与税の譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

よろしく御審議いただき、採択されますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、意見書案第1号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・



林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を採択いたします。  
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり意見書案を提出することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり意見書を提出することに決定いたしました。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第19、報告第1号繰越明許費繰越計算書について、報告を行います

報告を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、報告第1号繰越明許費繰越計算書について、御説明いたします。

令和4年度蘭越町一般会計予算の第3条で繰越明許費を定めておりますが、これを翌年度へ繰越いたしましたので御報告いたします。1ページをお開きください。

2款総務費 1項総務管理費、事業名は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で、年度内に事業が完了したことにより、翌年度繰越額はございません。

次に、6款農林水産業費 1項農業費、事業名は、担い手確保・経営強化支援事業、翌年度繰越額4,994万6,000円。同じく黒松内町堆肥センター改修事業、翌年度繰越額1,079万4,000円。同じく大谷地区道営農地整備事業、翌年度繰越額753万3,000円。同じく豊国地区道営農地整備事業、翌年度繰越額875万円。2ページを御覧願います。蘭越地区道営農地整備事業、翌年度繰越額625万円。同じく目名一期地区道営農地整備事業、繰越額3,118万5,000円。同じく目名二期地区道営農地整備事業、繰越額1,887万5,000円。同じく初田地区道営農地整備事業、繰越額2,293万8,000円。次のページを御覧願います。同じく名駒地区道営農地整備事業、翌年度繰越額1,162万5,000円です。

次に、8款土木費 4項住宅費、事業名は、昆布B団地公営住宅屋根・外壁・排水管改修事業、翌年度繰越額4,301万円。同じく昆布C団地

公営住宅屋根・外壁・排水設備改修事業、繰越額4,708万円。同じく第3団地公営住宅下水道切替事業、翌年度繰越額511万5,000円です。4ページを御覧願います。10款教育費 1項教育総務費、事業名はスクールワゴン車購入事業、翌年度繰越額350万円。同じくスクールバス安全装置購入事業、翌年度繰越額193万円です。

なお、各事業ごとの財源内訳につきましては、御覧の内容です。

以上、これらの15の繰越事業予算のうち、14の事業について繰越しするものです。

この繰越計算書をもちまして、翌年度へ繰越をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって報告を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これをもって報告済みといたします。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第20、報告第2号繰越明許費繰越計算書について、報告を行います。

報告を求めます。

北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただいま上程されました、報告第2号繰越明許費繰越計算書について、御説明いたします。

令和4年度蘭越町農業集落排水事業特別会計予算の第2条で繰越明許費を定めましたが、これを翌年度へ繰越いたしましたので、御報告いたします。1ページを御覧願います。

1款事業費 1項下水道事業費、事業名は農業集落排水施設機能強化対策事業で、翌年度に繰越した額は1,757万円です。

この繰越計算書をもって繰越いたしましたので、地方自治法第146

条第2項の規定により議会へ報告するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって報告を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これをもって報告済みといたします。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第21、報告第3号令和4年度蘭越町情報公開条例及び蘭越町個人情報保護条例の運用状況について、報告を行います。

報告を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、報告第3号令和4年度蘭越町情報公開条例及び蘭越町個人情報保護法施行条例の運用状況につきまして、御説明いたします。1ページを御覧願います。

1の情報公開条例の運用状況についてですが、（1）開示請求等の状況は、7件の請求となっております。その処理状況につきましては、処理済みが7件で、全部開示したものが2件、一部開示したものが3件、不存在が2件となっております。

次の（2）の開示請求のあった公文書の内容等ですが、1番の6月3日にあった請求から、7番の8月19日の請求までの7件となっており、文書請求の内容等については御覧のとおりです。2ページを御覧願います。

2の個人情報保護条例の運用状況についてですが、開示請求はありません。

また、3の情報公開審査会及び個人情報保護審査会の運用状況ですが、審査会の開催はございません。

以上、蘭越町情報公開条例第24条及び蘭越町個人情報保護法施行条例第9条の規定によりまして、議会に報告するものです。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって報告を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これをもって報告済みといたします。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第22、報告第4号、例月出納検査報告について、代表監査委員から報告がありましたので、その写しをお手元に配布いたしましたので、御了承願います。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第23、承認第1号閉会中の継続調査申出を議題といたします。

総務文教常任委員長から会議規則第75条の規定により、所管事務調査について、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。

総務文教常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員長から申出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第24、承認第2号閉会中の継続調査申出を議題といたします。

経済建設常任委員長から会議規則第75条の規定により、所管事務調査について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

経済建設常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、経済建設常任委員長から申出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第25、承認第3号閉会中の継続調査申出を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等の議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第26、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、蘭越町議会議員の研修への派遣について、お手元に配布いたしました議員の派遣についてのとおり、派遣することといたしたいと思っております。

派遣する場合の出張並びに細部の取扱いについては、あらかじめ議長に一任願います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議員の派遣は、お手元に配布しました議員の派遣についてのとおり派遣することに決定いたしました。

---

○議長（熊谷雅幸） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和5年第2回蘭越町議会定例会を閉会いたします。

午後 4時50分 閉会